

第4次江府町総合計画

(後期計画)

小さくても元気で明るい
輝きのあるまちづくり



平成23年3月
鳥取県 江府町

第4次江府町総合計画後期基本計画

「基本計画」の見直しにあたって

第4次総合計画は、平成18年度に10カ年の目標・指針について、総論、基本構想、基本計画により構成し、「**小さくても元気で明るい輝きのあるまちづくり**」を基本理念として7つの基本方針にもとづき策定されたものです。

【基本方針】

- ・ 個性あるまちづくりをめざして
- ・ 自然と共にさわやかに暮らせる自立したまちづくり
- ・ 地域で進める健康づくりと生きがいづくり
- ・ 誰もがいきいき暮らせるまちづくり
- ・ 24時間、365日安心できる医療体制作り
- ・ 水と緑を活かした快適で住みよい協働のまちづくり
- ・ 思いやりと心豊かな人づくりの推進

このたび、第4次総合計画策定から5年を経過するにあたり、「江府町まちづくり計画」や前期総合計画の評価・検証と新たな過疎計画も勘案しながら基本構想について見直しを行ったものです。

財政的に厳しい状況が続きますが、安心と安全で、江府町がいきいきと輝くようなまちづくりのため、町民の皆様とともに一歩ずつ前進していく指針としていくものです。

	平成18年度 ~ 平成22年度	平成23年度 ~ 平成27年度
総合計画	→	
基本構想	→	
基本計画	第4次前期 →	第4次後期 →
実施計画		1年ごとにローリング

目 次

第1章 個性あるまちづくりをめざして

第1節 透明な行財政改革.....	1
第2節 財政基盤の確立.....	2
第3節 地域の活性化.....	3
第4節 行政サービス.....	3

第2章 自然と共にさわやかに暮らせる自立したまちづくり

第1節 消防.....	5
第2節 防災.....	7
第3節 交通安全対策.....	8
第4節 交通.....	9
第5節 観光.....	10
第6節 商業.....	12
第7節 企業誘致と雇用の確保.....	13
第8節 情報.....	14

第3章 - 1 地域で進める健康づくりと生きがいづくり

第1節 健康増進対策.....	16
第2節 母子保健対策(子どもと家族の健康づくり).....	22
第3節 地域づくり対策.....	24

第3章 - 2 誰もがいきいき暮らせるまちづくり

第1節 地域で支える福祉対策.....	26
第2節 高齢者福祉対策.....	26
第3節 子育て支援対策.....	29
第4節 障がい者福祉対策.....	30

第3章 - 3 24時間、365日安心できる医療体づくり

第1節 救急医療への対応	31
第2節 地域医療体制の充実	32
第3節 生活習慣病医療への対応	33
第4節 医療費適正化対策	35
第5節 将来のスタッフの育成	36

第4章 水と緑を活かした快適で住みよい協働のまちづくり

第1節 環境	37
第2節 国土保全	38
第3節 住宅	38
第4節 上水道	40
第5節 下水道	41
第6節 廃棄物処理	42
第7節 道路	44
第8節 除雪	47
第9節 農業の振興	50
第10節 林業の振興	54

第5章 思いやりと心豊かな人づくりの推進

第1節 生涯学習	56
第2節 学校教育	56
第3節 幼児教育	59
第4節 社会教育 【公民館】	62
第4節 社会教育 【図書館】	64
第4節 社会教育 【人権・同和教育】	67
第4節 社会教育 【青少年の健全育成】	69
第4節 社会教育 【高齢者教育】	69
第4節 社会教育 【文化と文化財】	71
第4節 社会教育 【スポーツ・レクリエーション】	72
第5節 男女共同参画	74
第6節 人権・同和対策	74

第1章 個性あるまちづくりをめざして

第1節 透明な行財政改革

現状と課題

近年地方行政に課せられた課題は、防災、産業基盤の整備及び振興、道路交通、医療、福祉、環境整備、過疎対策、若者定住対策、雇用の確保など、より複雑多岐になってきており、政府の方針変更等による新たな取組みによる事務量もきわめて膨大になっている。

一方、財政基盤が脆弱な上に、構造改革、経済危機等により交付税の削減や補助事業の見直し、組織の減量化、労働時間の短縮など、財政的に厳しい状況の中、増大する行政需要へのスピード感を持った的確な対応が迫られている。

平成の市町村大合併においては、平成16年の住民投票により合併協議会を解散し単独町制を選択した。その後、地方交付税や国庫補助金の削減、起債制限比率の上昇などの厳しい財政状況を改善するため「江府町まちづくり委員会」による審議をへて、平成18年から5年間の「江府町まちづくり計画」を策定し、人件費、物件費の削減、負担金・補助金の検討、公共料金の見直しなどの行財政改革に取り組んできた。

現在、取組みの道半ばであり、これまでの取り組みの評価を的確に行い、見直しを含め、引き続き行財政改革にとり組みつつ、将来に向け、バランスのとれた政策を進めなければならない。

基本方針

現在までの行財政改革の取組みについて評価分析を行い、安定した財政と効率的かつ効果的な行政を目指し、地域、住民、行政が一体となり、変化を恐れず将来のまちづくりに向け、継続的に見直しと改革を行う。

実行 分析・評価 修正 実行

施策の展開

(1) 行政内部の行財政改革

将来見込に基づく人事管理

効率的な組織編成

経常経費削減に向けての継続的取り組み

経費削減策の効果についての評価分析及び計画再編

第2節 財政基盤の確立

現状と課題

平成13年度普通会計決算において歳入総額は45億1,804万6千円であったが、この内町税が12億6,732万8千円で26.6%を占めその大半は中国電力(株)俣野川発電所の固定資産税であった。しかし、主たるものが償却資産であるため年々その税収は減少し、平成20年度には、町税が8億9,578万6千円となり、平成13年度から30%減少している。

一方、歳出総額は平成13年度には44億527万3千円であり、この内普通建設事業が11億9,245万9千円で27.0%を占めていたが「三位一体の改革」や世界的経済危機の影響の中、財政健全化計画にもとづく緊縮財政を行い、平成20年度には歳出総額30億1,800万円、内普通建設事業費が2億3,907万4千円となり投資額は80%の減額となっている。

町税等の収入減や国庫補助金や交付金等の大幅削減により財政投資額も削減せざるを得ない状況の中、地方債現在高の増加による後年度における公債費負担の増高が危惧される為、長期的な展望に立った継続的な緊縮財政の運営に努めなければならない。

基本方針

自主財源の確保のため、税収の増加策等を図るとともに、経費削減への取組みを継続的に進め、国・県の財源助成を有効に活用し、限られた財源を有効に配分・活用するため、施策は、緊急度・重要度・効果等を十分に検討し、将来の財政負担に配慮しバランスの取れた「節約と工夫」の経営を行っていく。

施策の展開

1 財源の確保

企業誘致及び業務拡張等及び、起業支援などに伴う流入人口の増加や定住などによる経済の活性化による税収確保

国・県補助金などの有利な財源の確保や、効果的な起債等の使用。

2 経費削減と効率化

事務の簡素化と効率化

経費の効率的支出のため、節約と工夫による継続的取組みと見直し
時流に沿った効果的な組織・機構の見直しと人的資源の計画的活用
財産の有効的な使用、活用と処分等による整理

第3節 地域の活性化

現状と課題

江府町では集落をはじめ、各種団体、グループなどにより様々なコミュニティが形成され地域活動が行われている一方、かねてから人口の減少が大きな課題となっており、特に過疎・高齢化の進行は集落の活力に直接影響を与え、集落としての機能は維持しているものの、後継者の確保が難しくなっている現状であり、将来的には、集落機能の維持が困難になるケースが発生する可能性が大である。

町民一人ひとりが元気で明るく暮らせ、住み続けたいと思えるような町にしていくためにも、行政と町民が協議し、知恵と力を出し合い、地域独自の自主活動の活性化に努め、住民同士が支え合う地域活動、地域コミュニティ活動の活性化を図っていく必要がある。

基本方針

豊かな自然・歴史・文化を生かし、町民が安心し、生き生きとした暮らしが送れるような地域づくりに向け、集落活動やコミュニティ活動、ボランティア活動など様々な取り組みが連携し、「小さくても元気で明るい輝きのあるまちづくり」を目指す。

施策の展開

町民がすすんで参加する協働のまちづくりを進めるため、地域における支えあいの精神を育てるとともに、集落、各種団体、事業所、行政など地域に住む関係者、また地域外の人材・機関も含め、協働して「自助、共助、公助」のもと現在の施策をより発展させ、地域が自主的に取り組める新たな事業を立案、実施していく。

- ・地域の主体性を引き出す施策の実施
- ・地域の実情に合った施策の実施
- ・地域を生かすソフト対策の重視

第4節 行政サービス

現状と課題

かつて、個々の情報伝達は、新聞、テレビ、ラジオにより広く一般的に受動的に行われていたが、IT化の進んだ現在、情報を受取る側の環境により、情報量、スピード等、格差が広がっている。

若年層は、幼少期から機器への関心が高く、現代のIT時代に溶け込んでいる一方で、高齢になると情報、IT機器への関心の低さ、体力的な問題によりIT機器から疎遠になる傾向にある。

また、新聞、テレビ、ラジオ、電話以外のデジタル化された情報は、自らIT機器を操作し、探し、必要な情報を得るものとなっており、IT機器を巧に扱える者は、紙をベースとした情報を好まなくなっており、各種出版物も減少しつつあるが、世代を通じて広く情報提供するためには、紙をベースとした情報提供も引き続き必要である。

基本方針

重要な情報は、今後、情報通信基盤整備事業で導入されるIP情報端末で伝達する予定であるが、町の行政、文教などの話題については継続して広報紙、ホームページに掲載する。登録制度により手軽で身近な携帯電話を利用して情報を提供、発信する。

施策の展開

- ・広報紙の発行を継続して行う
- ・携帯WEB会員(メールマガジンの配信)制度を創設し、最新の情報をWEB会員に配信する
- ・ホームページのリニューアルによる情報発信の強化
- ・携帯端末への情報発信強化

第2章 自然と共にさわやかに暮らせる自立したまちづくり

第1節 消 防

現状と課題

本町の消防体制は、昭和51年度に設置された西部広域行政管理組合で組織する常備消防(江府消防署)を中核として、町単位の非常備消防(江府町消防団)を配置、さらに集落単位の自衛消防隊が編成されており、それぞれが不離一体となり消防及び水防任務にあたっている。

本町は各集落単位の自衛消防隊を組織しているが、一部集落では、人口減少や高齢化により編成できない状態となっており、又、通勤就労者の占める割合が高くなっているため、日中の災害に対し、初動体制がとれないといった状況が生まれている。

水利面では、地形的に河川からの取水が困難な集落が多いため、計画的に防火水槽の設置を行っている。

防災の主力となる江府町消防団は、技術向上の為、操法訓練に励んでおり、平成22年には江府町消防団として2度目の全国消防操法大会の優勝を飾り、高い技術により町民の安心と安全に貢献している。

救急時の出動については西部広域行政管理組合消防局江府消防署に配備してある救急車によって行われており、その出動回数は年々増加傾向にある。

近年、建物構造の変化、石油製品などの危険物の増加など火災発生の潜在的危険性が高まっており、住民が安心して生活をする上で今後も消防の果たす役割は大きい。

基本方針

複雑多様化する各種災害に対処するため、消防団員の確保、施設の整備、防災のための予防活動、災害弱者及び災害時要援護者へのケアを江府町地域防災計画に基づき推進する。

施策の展開

1 消防体制の強化

広域常備消防と非常備消防の連携を密にし、消防体制の一層の強化充実に努める。常備消防については、本町消防体制の中核としての機能が発揮できるよう整備、充実に引き続き要望する。非常備公設消防については、福利厚生等の充実により団員確保に努め、従来の訓練に加え夜間訓練や応急手当講習を取り入れるなど多様な消化活動に対応できるよう資質の向上に努める。また、自衛消防隊のため資機材の整備、活動の支援を行うとともに、女性消防隊の組織づくりに努める。

2 消防設備の整備

水道施設整備により消火栓の整備を計画的に行うほか、防火水槽や道路の整備を行う。

3 予防活動の推進

住民の防火意識の高揚を図るため火災予防運動など積極的に行い、職場、学校、福祉施設、地域などで防火訓練を実施する。

また、消防法の改正により平成23年5月までに住宅用火災報知器設置が義務付けられたことにより、住宅用火災報知器設置の啓発と推進を図る。

消防団員数

4月1日現在

年度	本部		1分団				2分団				計
	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員	分団長	副分団長	班長	団員	
平成18年度	1	1	1	1	4	16	1	1	4	19	49
平成19年度	1	1	1	1	4	16	1	1	4	19	49
平成20年度	1	1	1	1	4	13	1	1	4	19	46
平成21年度	1	1	1	1	4	14	1	1	4	19	47
平成22年度	1	1	1	1	4	14	1	1	4	19	47

消防施設

4月1日現在

年度	ポンプ車	軽トラック	指令車	小型ポンプ	防火水槽
平成18年度	2	1		23	60
平成19年度	2	1	1	23	60
平成20年度	2	1	1	23	60
平成21年度	2	1	1	23	60
平成22年度	2	1	1	23	60

火事出動回数 火災出動等資料

年度	火災		演習・訓練		特別警戒		その他	
	出動回数	延人数	出動回数	延人数	出動回数	延人数	出動回数	延人数
平成18年度	4	122	85	1,160	5	49	10	93
平成19年度	2	30	100	1,168	1	21	4	34
平成20年度	6	148	70	1,080	1	15	11	124
平成21年度	3	59	85	1,027	2	17	12	201

第2節 防 災

現状と課題

土砂災害、風水害、雪害、地震災害等の災害はいつ何時発生するのかわからない。

また、大規模災害は、火災、家屋倒壊、土砂崩れ、交通機関やライフラインの寸断等さまざまな災害が同時に発生する。

本町は平成元年度に江府町防災行政無線を開設し、受信機の全戸配置、屋外無線塔の各地区配備により、火災、災害時等の情報伝達を行っている。また、平成17年度には江府町と県及び他市町村を結ぶ衛星通信による鳥取県防災行政無線が整備された。

しかしながら高齢化、過疎化により自主防災組織の見直しの必要があり、災害時要援護者避難支援プラン、災害時要援護者利用施設避難計画を作成し、災害弱者支援体制の整備が急務となっている。

基本方針

複雑多様化する各種災害に対処するため、江府町地域防災計画に基づき、情報の収集、連絡、避難、応急体制の確立を図る。また、災害時に迅速に対応するため、県、国の関係機関や消防署、民生委員、赤十字奉仕団などと連携体制の確立を図る。

施策の展開

1 自主防災組織の底上げ

地域で担う自主防災組織の役割は大きく、地域での危機管理の意識高揚と自主防災組織の訓練を実施し、また、初期消火において重要な消火栓を増設して、高齢者や女性の消火活動の負担を軽減する。

集落の実情に沿った自主防災組織の見直しを行ない、概ね全集落で組織の確立を図り、集落の防災マップを作成して要救護者の把握や、避難経路及び避難箇所を集落で周知し、災害に備える。

2 地域防災計画の見直し

土砂災害警戒情報、災害時要援護者避難支援プランに対応するため、地域防災計画の見直しを行う。

3 物資、資材の備蓄等

町内の災害や、町外の被災市町村の応援に迅速に対応することを目的として、飲料水等の生活必需品の備蓄を行う。また、県内市町村による連携備蓄により災害時に備える。

通信については、防災無線等連絡情報設備の充実を一層図る。

4 通信の整備

国民保護の観点から、J - ALERT(全国瞬時警報システム)及びEm - Net(緊急情報ネットワークシステム)の活用により有事の緊急情報を住民に瞬時に伝えるシステム

を整備する。

国策による、電波のデジタル化の流れに沿い、防災行政無線のデジタル化を図り、災害時通信システムの機能向上と効率化の為施設整備を行う。

また、緊急通信網の整備により在宅福祉サービスに努める。

第3節 交通安全対策

現状と課題

現在、本町のような中山間地域においては、自家用車は日常の移動手段として必需品となっており、複数台所有する家庭が一般的になっている。

近年、運転者の高齢化に伴い高齢者が関わる交通事故が増加している。これらの事故の多くは交差点などでの注意不足によって起こり、身体能力の低下によって引き起こされるといわれている。

また、幼児等のチャイルドシート着用率が低く、万が一に備える交通安全意識の改善が必要である。

基本方針

安全・円滑・快適な交通社会の実現を目指し、子どもや高齢者や身体障がい者などの交通弱者が安心して生活できる交通社会を目指す。

さらに、地域に即した交通安全教育・講習・広報・啓発などを実施し、交通死亡事故ゼロのまちづくりを目指す。

施策の展開

1 交通安全施設等の整備

交通危険箇所等に交通安全施設を整備するとともに、既設の交通安全施設の点検等を行う。

2 交通安全啓発活動の推進

交通要所において啓発活動を実施し、住民全体の交通安全意識を高める。

3 交通安全に関する広報

広報誌や防災行政無線などを活用して交通安全広報に努める。

4 各種団体の連携

交通安全協会各支部や交通安全対策協議会や交通安全指導員連絡協議会など、各交通安全団体間の連携を図り、より効果的な交通安全施策を実施する。

第4節 交通

現状と課題

小学校統合に伴い平成21年3月から町営バスの運行を開始した。路線数、便数とも以前の代替路線バスより増加し、JRとの接続も良くなり利便性の高い町内路線バスとなった。

しかし、これに伴い、町内タクシーはバスとの競合により、利用者が激減している。

国道路線バスにおいては、米子駅～日野病院間を生活交道路線維持補助金制度の適用により運行しているが利用客は少ない。

町内路線、国道路線ともに、人口の減少と自家用車の普及等により利用者は減少し、路線を維持していく補助負担額は増加傾向にある。

基本方針

路線バスは地域住民の日常生活に必要不可欠なものであり、町内・広域路線ともに、無駄を省きつつも経済性の追求だけに偏らず、住民のニーズに合った利便性の高い公共交通機関となるよう、今後も維持、改善していく必要がある。

施策の展開

地域公共交通会議を中心に、町民生活に根ざした路線バス運行の維持を図る。

また、車を運転できない町営バス路線外の地域の方や、身体的理由でバス利用のできない方は、タクシー業者を頼る必要があり、町民全てが安心して地域で生活ができる事を目的に、町内タクシー業者を支援する「高齢者日常生活交通確保支援事業」を継続実施する。

バス路線数、便数と利用数

国道路線

路線名	便数	備考
根雨線	7便	「米子駅」～「日野病院前」

町内路線(町営バス)

路線名	便数	備考
下蚊屋線	7便	
大河原線	7便	
御机線	7便	
俣野線	7便	
柿原線	5便	
下安井線	3便	
貝田線	1便	
年間利用者数	76,127人	

第5節 観 光

現状と課題

本町の観光圏域は、大山隠岐国立公園を中心に俣野ダム、下蚊屋ダム、笠良原を包含する地域である。観光施設としては、エバーランド奥大山、奥大山スキー場、休暇村奥大山、鏡ヶ成スキー場、笠良原周辺のサントリー天然水工場、ブルーベリー農園、カサラファーム等整備されている。とくに大山南壁の景観は、四季を問わず多くの観光客を誘客する魅力を持っている。宿泊施設としては、休暇村奥大山、カサラファーム等があり、特に江尾街内には3つの旅館がある。しかしながらいずれの施設も利用者が減少している。

観光は今、ゆとりや潤いのある生活を求める国民意識の高まりや、経済的・時間的に余裕のある中高年齢人口の増加に伴い、「癒し」「健康」「感動」を求める個人的な観光が増加している。また、インターネット情報や高速道路料金等の軽減化により、観光の形態も広域的交流や体験的観光の時代を迎えている。また、空港や港の国際化により環日本海の観光客が増加しており、外国人を迎える観光施策も必要となってきた。

今後は、自然・歴史・文化・景観・交流をキーワードに広域的な観光振興を図り、観光産業として確立する必要がある。

江府町内観光施設等利用者数

(単位:人)

年 別	17年	18年	19年	20年	21年
宿泊者数	33,018	32,555	34,156	34,038	33,457
スキー場	55,227	46,257	42,982	69,849	74,919
休憩他	102,178	46,748	23,765	42,127	41,316
合 計	190,423	125,560	100,903	146,014	149,692

観光施設等利用者数は、平成17年までは17万人から20万人の間で推移していたが、平成18年を境に急激に減少し平成19年にはピーク時(平成8年24万6千人)の半分以下の利用者数となった。これはエバーランド奥大山の冬季期間限定営業の影響や、雪不足でスキー場が運営できなかったことなどがあげられる。近年は平成19年に奥大山ブルーベリーファーム、平成20年にはサントリー天然水工場が笠良原高原に建設され着実に利用者数を増加させている。こういった施設と連携し入込み客や年間利用者を増加させることが必要である。

基本方針

観光は、地域の「産業起こし」、「活性化」といった「まちづくりの核」として重要な施策のひとつである。農林業など他産業と連携を図りながら、広域的にも関連させた観光開発に努める。

施策の展開

1 観光施設の連携と整備

奥大山江府町を代表する観光施設エバーランド奥大山、奥大山スキー場周辺も含めた整備を行い、その他の施設や他地域との連携により広域観光を推進し、エリア全体の観光振興を図ることにより観光客の入込増を図る。

2 産業との連携

江府町内の観光業者間の情報交換等連携を密にし、それらを組織化することにより観光の活性化と自立を目指し、観光産業の確立を図る。

3 交流観光の推進と情報発信

特色あるイベントを開催し江府町への誘客を図り交流人口の増加を図るとともに、メディア、インターネット等への情報発信を充実する。

江尾十七夜、とっとりバーガーフェスタ、奥大山古道トレッキング等。

4 特色ある観光施策の推進

江府町は農業と自然環境の調和や取り組みを評価され環境王国に認定された。今後、奥大山ブランドを確立し農業、商業と連携した観光施策の推進を図る。

また大山南壁を中心とした景観づくりによる観光施策の推進を図る。

(特産品等の開発と認定制度の確立、駐車場・トイレの整備、観光案内看板の設置等)

5 人材の育成

町内には奥大山古道、木谷沢、毛無山、三平山といったトレッキングのできる自然環境が整っている。また、歴史遺産である江美城跡や、産業遺産である久連発電所跡等、観光資源として活用できるものが数多く存在している。それらを活用し案内のできる観光ボランティアガイドを育成し、資源の活用と観光客の誘客を図る。

江府町内観光施設

名 称	飲食	宿泊	見学	体験	営業期間	備考
休暇村 奥大山					年中	
鏡ヶ成キャンプ場					5月～11月	休暇村 奥大山に併設
鏡ヶ成スキー場					12月～4月上旬	休暇村 奥大山に併設
エバーランド奥大山					12月～3月中旬	奥大山スキー場に併設
奥大山スキー場					12月～3月中旬	
市民農園 カサラファーム					4月～11月	併設施設に宿泊棟有
奥大山 ブルーベリーファーム					6月～11月	併設施設に喫茶店有
サントリー天然水(株)奥大山ブナの森工場					年中	工場内に見学スペース有

第6節 商 業

現状と課題

本町の商店は、江尾街内に集中していたが、利用者の減少や高齢化、後継者の不足等により、商店の多くが廃業している。また、小規模商店が多く消費者の要望の変化に応えられていないのが現状である。

自動車の普及等に伴い多様化した消費は、大規模店等魅力ある商店を求めて、米子市を中心とした町外へ流出する傾向にある。また、通信販売やインターネットなどの普及もあり、販売方法も多様化している。

このような状況において、特に高齢者等の為の生鮮食料品の提供など町内の商店を維持する上で、今後の事業展開が大きな課題となっている。

基本方針

江府町の商業の中心地である江尾駅周辺の購買層は高齢化しており、それに伴い消費者のニーズに合わせた規模、業種、業態の店舗や施設を計画的に配置する。

また、情報の高度利用、新規開業、新商品開発などの取り組みについて支援する体制づくりを行う。また、雇用、地域活性化など産業振興、経済活動への影響の大きい地場産業拡大のための施策に努める。

施策の展開

1 経営の近代化

商工会が実施する商店街づくりのための基盤整備について支援するため、金融補助制度の活用を図る。

経営近代化のための国、県の制度活用と、町独自の金融支援制度の活用を推進していく。

商工会の作成する活性化計画の実現化に対して支援する。

2 商店街の活性化

商店等が集積している江尾駅周辺の中心地域に人が集まり交流できる施設の整備に努める。

観光施策と連携した地場産業や特産品の振興を図る。

公共交通機関を利用する高齢者への対応として憩いの空間の設置を図る。

商業統計

(平成19年6月1日現在)

		平成14年	平成16年	平成19年	増減 (H14～H19)
事業所数(商業)		40	44	41	1
内訳	卸売業	0	3	3	3
	小売業	40	41	38	2

鳥取県市町村要覧、鳥取県公式ホームページから引用。

第7節 企業誘致と雇用の確保

現状と課題

大山南山麓の御机地内に平成18年4月に誘致企業として、(株)グリーンステージの製氷工場が操業を開始した。さらに平成20年には、笠良原工業団地にサントリー天然水(株)が操業を開始し、当初から期待されていた町内の雇用増や工場見学等による観光面での町のイメージアップにも一定の成果をあげている。

これら、企業進出にともなう人口の流入を促進するため、住宅等の生活基盤や企業の物流や人的往来に対応できる道路等のインフラ整備が逼迫した課題となっている。さらに、より波及効果をあげるため、町内雇用の増大につながるような観光・商工業面での有効な施策が必要となっている。

また、小江尾工業団地においては、環境保全型の製造企業や情報系企業などの環境にやさしい企業の進出が期待されている。しかしながら、業種によっては用地の問い合わせもあるものの、企業進出が実現されずに現在に至っており、企業への働きかけや有効活用が必要となっている。

基本方針

江府町のイメージにあった、環境にやさしい企業を今後も誘致できるよう、企業がより進出したくなるような、環境面やインフラ整備、生活基盤整備を行う。

施策の展開

1. 誘致対策

町の環境イメージアップ

誘致・紹介活動

用地等優良物件の確保

2. 企業誘致関連インフラの整備

物流対策

国道482号、国道181号等の改良 高速道路ICへのアクセス道路の整備

住宅等生活基盤の整備

情報インフラ整備

小江尾工業団地の状況

(単位: m²)

所 在	面 積
鳥取県日野郡江府町大字小江尾字古屋敷	28,510

誘致企業の状況

(単位: 件)

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
誘致企業件数	1		1		

* 件数は、創業を開始したときで区分した。

第8節 情 報

現状と課題

国の「デジタル・ディバイド解消戦略」で目標として掲げた、2010年度末までのブロードバンド・ゼロ地域の解消、及び超高速ブロードバンドの世帯カバー率90%達成については、投資効率の悪い条件不利地域の為整備が遅れていたが、2009年度補正予算総務省地域情報通信基盤整備推進交付金と経済対策・公共投資臨時交付金を活用することにより、町内全集落を結ぶ光ケーブル網と各町民宅内への機器を整備し、公設民営方式により民間企業が運営保守を行うことにより、全町をカバーする超高速通信サービスを実現させた。これにより、インターネット等の電気通信については、都市部と変わらないサービス提供を受けることが可能となり、音声告知放送と電話の町内無料通話サービスについても、町が事業者としてサービス提供を行っている。

アナログ放送については、従来一部民放はエリア外とされ視聴に苦労していたが、デジタル放送については、対象となる全ての地上放送が日野局から中継されることとなった。受信が難しい地区については、共同受信施設でデジタル対応できるよう改修を行っており、期限までに町内全ての世帯で地上デジタル放送を受信できる環境を目指している。

携帯電話においては、屋外において何れのサービスも利用できない、一般的に不感地域といわれる地域については解消されている。しかしながらサービス提供事業者によっては利用不可能な地域が残っており、サービスエリアとされていても通信通話の品質が低下し利用できない、あるいは屋内で利用が出来ないといった地区もある。

町業務等のシステム運用については、現在までは機器やシステム・ソフト全てを保有し、各々保守管理し更新していく場合がほとんどであったが、政府の方針もあり、資産を保有せず、料金制で必要なときに必要なだけ、サービスの提供を受けて利用する形態に変化してきている。

基本方針

- ・研究会等により最新の技術情報を収集し、その活用を検討する。
- ・地域情報通信の利活用交付金等活用し、基盤とサービスの強化と多目化に努め、計画的、継続的に情報社会への対応と、町民の利便性の向上を目指す。

施策の展開

- ・情報通信基盤を活用し、子供や高齢者を中心とする安心安全なまちづくりを実現する。
- ・情報通信基盤へのサービスや機器の追加計画を策定する。
- ・アナログ放送終了時に受信できない世帯をつくらない。
- ・地域振興や災害防止のため、地上デジタル放送のワンセグやデータ放送を活用する。
- ・携帯電話のサービスエリアについては事業者に拡大と通信環境改善を要望していく。
- ・携帯電話サービスの高度化と携帯端末の今後について情報を収集し活用する。
- ・業務システム等の機器更新については、安全性と経済性について検討し長期計画を策定する。

第3-1章 地域ですすめる健康づくりと生きがいづくり

第1節 健康増進対策

現状と課題

本町の成人における健康づくりの重点課題は、高齢化に伴い増加する疾患、主に脳卒中・がん・肺炎等の予防である。脳卒中予防については、平成17年度から鳥取大学医学部と共に、住民の健康実態に関する調査研究に取り組み、事業を展開しているところである。がん予防については、これまで主に検診内容の充実を図ってきたが、受診率の増加がみられないため、今後は、未受診者ゼロに向けた取り組みを強めていく必要がある。肺炎予防については、他の自治体に先駆け、平成15年度から肺炎球菌ワクチン接種の公費助成制度の導入や、高齢者インフルエンザ予防接種の接種勧奨に力を入れてきたが、今後は高齢化に伴う身体機能の低下がもたらす誤嚥性肺炎の予防についても、積極的に対策を講じる必要がある。

また、うつ病患者と自殺者は全国的にも増加しており、本町においても取り組むべき課題である。

基本方針

「からだ」と「こころ」両面の健康づくりについて、発症予防から機能回復までを総合的に支援する一連の体制づくりを目指す。そのため、保健・医療・福祉の連携を強化する。

また、食生活改善推進員、健康推進委員、しあわせの町づくりグループ等をはじめ、住民が組織する健康づくりグループや、職場との連携を図り、地域住民と共に家庭・地域・職場における、より良い食生活の実践や運動習慣の確立を目指す。

施策の展開

1 からだの健康づくり（生活習慣病予防、肺炎予防）

（1）脳卒中・心臓病の予防

家庭での血圧測定および減塩対策（うめぼし・味噌汁・漬物を控える等）の普及啓発

住民健診の実施（健診・二次検診）

要医療者への受診勧奨

栄養・運動・各種教室の開催

- ・ 家庭、地域、職場に根ざした活動の普及

治療中の方への支援（医療機関との連携による生活習慣改善への支援）

- ・ 動脈硬化予防外来での個別指導・集団指導の実施

- ・ 患者会の育成および活動支援

治療中断者対策

- ・ レセプト調査による治療中断者の把握と受診勧奨の実施

脳卒中発症者への対策

- ・ 医療機関との連携協力による発症者の実態把握
- ・ 再発予防および機能回復を図るための患者会の開催（ぼちぼち倶楽部等）

鳥取大学医学部との連携による、医学的根拠に基づく効果的な介入方法の検討

(2) がん予防（肺・胃・大腸・肝臓・口腔・子宮・乳）

がん予防のための知識の普及啓発

がん検診の実施

がん検診未受診者対策（実態調査、医療機関との連携協力によるかかりつけ医からの受診勧奨等）

要精密検査者への受診勧奨

その他（喫煙対策による慢性閉塞性肺疾患の予防、子宮頸がん予防接種の実施）

(3) 骨折予防（骨粗しょう症予防）：予防から早期発見、早期治療までの体制を整備する

強い骨をつくるための知識の普及啓発（食事・運動）

骨粗しょう症検診の実施

介護予防事業との連携による転倒予防教室の開催

(4) むし歯・歯周病予防

強い歯をつくるための妊娠期・乳幼児期からのケアの推進（母子保健との連携）

住民健診での歯科検診と歯科指導の実施（鳥取大学医学部・江尾診療所との連携）

要治療者・要精密検査者への受診勧奨

(5) 飲酒喫煙対策

禁煙・分煙対策（妊娠期からの対策、学校保健との連携、職域との連携）

適正飲酒の普及啓発（学校保健との連携、職域との連携）

(6) 肺炎予防

機能低下による誤嚥性肺炎の予防

- ・ 住民健診での口腔・嚥下機能評価の実施、歯科検診と歯科指導の実施（一般高齢者施策）

- ・ 口腔機能・嚥下機能の向上を目指した個別指導・集団指導の実施（特定高齢者施策）

- ・ 介護家族を対象とした要介護者への口腔ケア指導の実施
予防接種による肺炎の予防
- ・ 高齢者肺炎球菌予防接種およびインフルエンザ予防接種の接種勧奨

2 こころの健康づくり

(1) 理解ある地域づくり

精神疾患、精神障害への理解を深めるための研修会の開催
うつ、自殺予防のための相談窓口の普及啓発
精神保健ボランティアの養成および活動支援

(2) 本人と家族への支援

保健師の訪問による状況把握
患者会（デイケア）、家族会の開催

(3) 関係機関との連携

かかりつけ医および精神科医と連携した個別的支援
産業保健との連携による、働き盛り世代への支援
専門機関（保健所、精神保健センター等）と連携した自殺未遂者および自
死遺族への支援

江府町住民健診資料

【年度別 種類、受診者数】

(単位:人)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
基本健診	756	748	716		
特定健診				372	344
肺がん検診(レントゲン)	824	824	808	691	680
肺がん検診(喀痰検査)	68	69	24	26	21
胃がん検診(バリウム)	375	404	332	293	295
胃がん検診(胃カメラ)	127	136	158	183	195
胃がん検診(血中ペプシノゲン検査)		398			261
大腸がん検診	627	674	645	577	583
肝炎ウイルス検査	71	76	59	32	6
子宮がん検診	341	306	307	292	311
乳がん検診	354	161	193	179	213
脳ドック	49	61	22	23	28
歯周疾患検診	9	18	6	11	6
口腔がん・粘膜疾患検診	235	609	512	495	526

【年度別 要医療者数、要精密検査者数】

(単位:人)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
基本健診	203	225	178		
特定健診				114	116
肺がん検診(レントゲン)	34	32	50	41	61
肺がん検診(喀痰検査)	1	0	0	0	0
胃がん検診(バリウム)	23	50	31	23	32
胃がん検診(胃カメラ)	16	11	12	11	9
胃がん検診(血中ペプシノゲン検査)		71			28
大腸がん検診	26	34	32	26	30
肝炎ウイルス検査	1	1	3	2	0
子宮がん検診	1	0	0	0	0
乳がん検診	27	22	14	16	8
脳ドック	8	12	6	0	2
歯周病疾患検診	8	18	6	10	6
口腔がん・粘膜疾患検診			378	240	247

基本健診と特定健診の違いは対象者の違い。

平成20年度に法律が改正され、40歳以上の全ての町民が対象となっていた基本健診から、40歳以上～74歳以下の国民健康保険加入者を対象とする特定健診へと移行した。

子ども予防接種(法定一類疾病・個別接種)

三種混合第1期(DPT)

年度	対象者数	接種者数	未接種者数	接種率(%)
H21	136	48	88	35.3
H20	126	50	76	39.7
H19	151	44	107	29.1
H18	179	58	121	32.4
H17	201	74	127	36.8

日本脳炎第1期

年度	対象者数	接種者数	未接種者数	接種率(%)
H21	423	8	415	1.9
H20	427	24	403	5.6
H19	409	0	409	0.0
H18	379	0	379	0.0
H17	359	7	352	1.9

参考:日本脳炎第3期(H17.7.29 国通知により廃止)

年度	対象者数	接種者数	未接種者数	接種率(%)
H17	115	2	113	1.7

子ども予防接種(法定一類疾病・個別接種)

MR(麻しん風しん混合ワクチン)

MR1期(1歳～2歳未満)

年度	対象者数	接種者数	未接種者数	接種率(%)
H21	14	10	4	71.4
H20	14	11	3	78.6
H19	20	5	15	25.0
H18	38	17	21	44.7

MR3期(中学1年に相当する年齢の者)

年度	対象者数	接種者数	未接種者数	接種率(%)
H21	32	32	0	100.0
H20	39	37	2	94.9

三種混合第2期(DT)

年度	対象者数	接種者数	未接種者数	接種率(%)
H21	54	20	34	37.0
H20	51	22	29	43.1
H19	64	30	34	46.9
H18	73	32	41	43.8
H17	125	19	106	15.2

日本脳炎第2期

年度	対象者数	接種者数	未接種者数	接種率(%)
H21	123	1	122	0.8
H20	146	3	143	2.1
H19	136	0	136	0.0
H18	120	0	120	0.0
H17	118	0	118	0.0

MR2期(保育園年長児に相当する年齢の者)

年度	対象者数	接種者数	未接種者数	接種率(%)
H21	24	24	0	100.0
H20	24	24	0	100.0
H19	27	25	2	92.6
H18	12	9	3	75.0

MR4期(高校3年生に相当する年齢の者)

年度	対象者数	接種者数	未接種者数	接種率(%)
H21	31	30	1	96.8
H20	41	41	0	100.0

子ども予防接種(法定一類接種・集団接種)

BCG 予防接種

年度	対象者数	接種者数	未接種者数	接種率(%)
H21	15	15	0	100.0
H20	12	12	0	100.0
H19	14	13	1	92.9
H18	11	11	0	100.0
H17	18	18	0	100.0

ポリオ第1回(急性灰白髄炎)

年度	対象者数	接種者数	未接種者数	接種率(%)
H21	26	6	20	23.1
H20	19	11	8	57.9
H19	15	6	9	40.0
H18	18	12	6	66.7
H17	23	21	2	91.3

ポリオ第2回(急性灰白髄炎)

年度	対象者数	接種者数	未接種者数	接種率(%)
H21	35	7	28	20.0
H20	28	9	19	32.1
H19	15	10	5	66.7
H18	33	14	19	42.4
H17	34	18	16	52.9

高齢者インフルエンザ(法定)

年度	対象者数	接種者数	未接種者数	接種率(%)
H21	1,379	1,100	279	79.8
H20	1,373	1,136	237	82.7
H19	1,395	1,149	246	82.4
H18	1,401	1,082	319	77.2
H17	1,398	1,075	323	76.9

高齢者肺炎球菌ワクチン接種(任意・単町事業)

年度	対象者数	接種者数	未接種者数	接種率(%)
累計	1,362	909	453	66.7
H22	208	39	169	18.8
H21	221	21	200	9.5
H20	262	41	221	15.6
H19	291	29	262	10.0
H18	287	23	264	8.0
H17	324	38	286	11.7
H15	1,362	718	644	52.7

第2節 母子保健対策(子どもと家族の健康づくり)

現状と課題

近年、少子高齢化の急速な進行、女性の社会進出の増大や家族機能の変化、地域社会の機能の縮小等の社会背景から、母子保健領域をとりまく環境は年々変化している。

本町においても、少子化により近所に同年齢の子どもや子育て家庭が少なくなり、子ども同士の交流や育児仲間が減少している。このような環境の変化の中、身体的、精神的、社会的及び経済的に育児不安を抱える家庭の増加に伴い、育児支援のニーズが増大している。育児不安は虐待につながる可能性が高く、妊娠期からの継続的な支援が求められる。

また、近年減少傾向ではあるが、比較的到现在も子どものう蝕罹患率が高いことに対するむし歯・歯周病予防をはじめ、健康増進対策の一連の対策として、妊娠期や、乳幼児期、学童期、思春期など早期に子どものころからの生活習慣病予防や、こころの健康づくりが必要である。

さらに、全国的に課題となっている発達障がいや子どもの様々な心の問題などから二次的に生じる学校や社会での不適応を防ぐために、それぞれの子に合った乳幼児期からの一貫した発達支援と保護者に対する子育て支援が必要である。

基本方針

「からだ」と「こころ」の健康づくりは、いずれも第1節の健康増進対策と関連しているが、母子保健領域では、その対象が発達途上の子どもとその保護者や家族であること、また、保育園、学校、教育委員会などの関係機関との連携など、成人期とは異なった支援方法を要することから、母子保健対策として別立てで取り組むこととする。

施策の展開

1. からだの健康づくり(子どものころからの生活習慣病予防:健康増進対策との連携)

(1) 食育の推進

一人一人に合った離乳期と幼児期の食事の相談と指導

保育園、小中学校と連携した食育の推進

食への興味と食の自立を育むための各種講座の開催(こどもキッチンクラブなど)

(2) むし歯・歯周病予防

妊娠期からの予防啓発(妊婦歯科健康診査、母子感染に関する知識の普及啓発)

乳幼児期における予防(保育園、江尾診療所との連携)

- ・ 正しい知識の普及啓発と技術指導(子どもと保護者のそれぞれを対象とした個別と集団の健康教育、ブラッシング指導)
- ・ むし歯の早期発見と受診勧奨(定期的な歯科健診・フッ素塗布事業の実施)

- ・ 強い歯をつくるための予防対策(保育園児を対象としたフッ素洗口事業の実施)
- 学童・思春期における学校保健と連携した健康教育(小中学校、江尾診療所と連携したむし歯予防教室等の実施)

(3) 飲酒・禁煙対策

- 妊娠期からの本人、家族の飲酒・喫煙状況の把握と禁酒・禁煙支援
- 乳幼児突然死症候群(SIDS)等、受動喫煙の悪影響に関する知識の啓発
- 学校保健と連携した適正飲酒・禁煙対策の啓発

2. こころの健康づくり(子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減)

(1) 妊娠期からの産前産後うつ、子育ての孤立化、虐待の防止

- 身体、精神面だけでなく、社会的及び経済的要因など多角的な見知による、うつ傾向や孤立化する可能性の高い方の早期把握と個別支援(支援の始まりである妊娠届出時からの面接、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の実施など)
- 広く集団全体に働きかける支援(町子育て支援センターと連携した子育ての仲間づくり)
- 外国人お母さんとその家庭に対する児の乳幼児期から就労期まで一貫した相談支援体制づくり(教育領域との連携)

(2) 乳幼児期からの発達支援とシステムづくり(保育園、学校、教育委員会との連携)

- 発達障がいや「行動が気になる」など配慮を要する子どもの特性に関する早期発見と早期支援の体制づくり(気づきの場としての乳幼児健診の充実)
- 保護者の「子育て不安」や「育てにくさ」に対する相談支援(子育て支援の場としての乳幼児健診の充実)
- 一人一人の子どもの特性に合わせた具体的な手立ての検討(事後相談、保護者と関係機関との支援会議など)
- 乳幼児期から就労期まで一貫した支援のためのシステムづくり
- 教育・福祉関係機関等と連携した学校適応、社会適応に向けての個別支援、家族支援
- 発達障がい等に関する正しい理解の普及啓発

(3) 思春期の健康づくり(学校保健と連携した施策展開)

- 思春期の健康課題に関する実態把握
- 思春期保健教育(助産師による健康教育など)の実施
- ・いのちを大切にする教育
- ・自尊感情や相手を思いやるこころを育てる教育
- ・正確な知識を伝える教育

第3節 地域づくり対策

現状と課題

元気でいきいきとした地域づくりを進めるためには、その地域で暮らす人々が生きがいをもち健康に生活することが重要である。

しかし、少子高齢化や人口減少が進む中、生きがいや生活を楽しむといった様々な「自己実現」を個人だけの努力で行うことは困難な面もあり、身近な地域で支える仕組みをつくり、地域住民が相互に扶助することが不可欠である。

よって、個人の生きがいや健康づくりを支援する自主的なグループづくりを推進し、各地域のニーズに合った活動を行うことが必要であると考える。

基本方針

1 栄養改善事業

食生活改善推進員の養成と育成を行う。また江府町食生活改善推進協議会の活動支援により町全体や地域で食生活改善活動を展開する。

2 地域運動推進事業

運動グループの活動支援と新規運動グループの育成により、運動の場を個人に提供できる環境を整え、運動継続による健康づくりを推進する。(地域型・センター型)

3 高齢者生きがい対策事業

生きがいづくりや、社会参加の場として「にこにこいどばた支援事業」による補助金事業を行い、地域のお年寄りが気軽に寄り合える場の提供に努め、ひきこもり高齢者をなくす。

4 しあわせのまちづくり推進事業

地域の支え合いや活性化を目的に「しあわせのまちづくり事業」による補助金事業を行い、地域住民の望む「地域の将来像」を実現するため、地域に合った活動を自主的に行うグループの立ち上げや支援を行い、いきいきと楽しい地域づくりを推進する。

施策の展開

1 食生活改善対策

食生活改善推進員養成講座の開催

食生活改善推進員学習会の開催による推進員の育成

食生活改善伝達講習会の開催

江府町食生活改善推進協議会の活動支援

2 地域運動推進事業

地域型:いきいき運動教室の開催、運動グループの立ち上げ、活動支援

センター型:ウエルビクスクラブの活動支援

・はつらつ運動教室の開催、はつらつ運動クラブ活動支援

- ・太極拳クラブ活動支援
- リーダー育成:地域運動リーダー養成講座の開催

3 高齢者生きがい対策事業
ニコニコいどばた支援事業(補助金)

4 しあわせのまちづくり推進事業
しあわせのまちづくり事業(補助金)

しあわせのまちづくり事業実施状況

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
団体数	15	15	13	10
実施地区	池ノ内、尾之上原、宮市原、宮市、下蚊屋、新道、荒田、武庫、袋原、洲河崎、久連、本町二丁目、本町四丁目、本町五丁目、大満	池ノ内、尾之上原、宮市原、宮市、美用、新道、荒田、武庫、袋原、吉原、洲河崎、本町二丁目、本町五丁目、大満、小江尾	池ノ内、宮市、新道、荒田、武庫、洲河崎、本町二丁目、本町四丁目、柿原、大満、小江尾、久連、下蚊屋	池ノ内、宮市、新道、武庫、洲河崎、本町二丁目、本町四丁目、柿原、大満、下蚊屋

第3-2章 だれもがいきいき暮らせるまちづくり

第1節 地域で支える福祉対策

現状と課題

それぞれの地域において、高齢者等の生活弱者に対し地域住民が相互に助け合うことが困難になっており、いわゆる「向う三軒両隣」といわれるコミュニティとしての地域力の低下が大きな課題となってきた。

よって、地域内で支えあう仕組みづくりや、困りごと等に対応する組織づくりが課題となっている。

また、平成22年度から設置した福祉事務所を中心に、昨今の不況の影響等により、経済的に困窮した地域住民に対して、よりきめ細やかなサービスが提供できるように努める必要がある。

基本方針

- ・地域福祉を担う江府町社会福祉協議会と町が連携しながら地域内で継続的に支援を行う組織を設立、育成し、地域の課題に対応するように努める。
- ・福祉事務所の人材育成及び組織強化を図り、よりきめ細やかなサービス提供を目指す。

施策の展開

- ・集落に相互支援を行う組織の必要性を啓発する研修会の開催
- ・組織の運営育成への助成

第2節 高齢者福祉対策

現状と課題

平成22年4月現在、本町における高齢化率は39%に達しているが、引き続き上昇傾向にあり、高齢者が地域で暮らすために地域住民及び各種事業所等が連携し支えていく必要がある。

1 生活支援及び地域見守り支援

高齢者が食料品及び日用品等を確保するためには、町内事業者による移動販売事業は必要不可欠なものであるが、当事業者が撤退した場合、ただちに高齢者が困窮する状況下にあるため、これを維持存続させるための支援が必要である。

また、現在、地域見守り協定を締結している事業者とは、地域の高齢者の生活実態等を町に連絡し、迅速に対応するシステムにより、密接な連携を図っている。

2 介護保険・福祉サービス

平成22年4月現在、町内における介護老人保健施設等は介護老人福祉施設1か所(50床)、介護老人保健施設1か所(80床)、認知症対応グループホーム1か所(9床)があり、介護保険サービスを提供している。

また、本町における介護保険の認定者数は平成22年3月末現在、251人(認定率18%)で内、67人が施設を利用し、居宅サービスの利用は170人を超える状況にある。

今後、より在宅福祉の充実を図る上で江府町社会福祉協議会と連携した介護保険・福祉サービスの充実を図る必要がある。

3 介護予防・疾病予防

高齢者にとり、要介護状態になることの予防と、状態が悪化することを防止するための事業は、高齢者が安心していきいきと地域での生活を続けていくためには欠かせない取り組みであり、今後も充実させていく必要がある。

4 高齢者の権利擁護

高齢化の急速な進行に伴う独居世帯の増加や、家族関係の変化、認知症の増加は、高齢者の権利を不安定なものにしており、権利擁護のための啓発と施策の充実が必要である。

5 高齢者の社会参加

高齢者自身が自らの経験と知恵を生かし、地域社会のなかで積極的に活動することは地域にとっても有意義であり、健康・生きがい対策としても、高齢者の社会参加しやすい環境づくりは必要である。

基本方針

保健・医療・福祉の連携により、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で元気で暮らせる体制を地域住民及び各種事業所と一体となって構築する。

施策の展開

- 高齢者買物困難地域緊急支援事業の継続
- 地域見守り協定に基づく高齢者の見守りの充実
- 介護・福祉サービスの充実
- 介護予防・疾病予防の推進
- 高齢者の権利擁護の推進
- 高齢者の社会参加の推進
- 高齢者季節住宅等生活環境支援への取り組み

介護施設・福祉施設資料

特別養護老人ホーム チロルの里

事業所の種類	指定介護老人福祉施設	
開設年月日	平成 5 年 7 月 26 日	
敷地	6190.88 m ²	
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	
延べ面積	2493.86 m ²	
利用定員	50 名	
居室	1 人部屋	4 室
	2 人部屋	1 室
	4 人部屋	11 室 (内 1 室は豊部屋)
主な設備	食堂	1 室
	一般浴室	1 室
	医務室	1 室
	機能訓練室	1 室
	機械浴室	1 室
	多目的ホール	1 室

グループホーム(デイサービス・いこいも含めて)

建物	477.32 m ²	
定員	9 名	
部屋	9 部屋	リビング
		事務室
		浴室

介護老人保健施設 あやめ

延床面積	3,951.62 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 地上 3 階建(耐火構造)
療養室	8 ユニット(1 ユニット 10 名) 2 階(個室 40 室)3 階(個室 8 室 4 人部屋 8 室)
主な設備	デイルーム・食堂(各ユニット)、機能訓練室、浴室(一般・特浴)、 家族介護教室、ボランティア室、通所リハビリルーム
職員	医師、看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、介護支援 専門員、支援相談員、管理栄養士、事務職員等
協力病院	日野病院、江尾診療所

要介護認定者の推移

(単位:人)

区 分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
要支援	21	15	18	18	21	30				
支援1							21	21	22	26
支援2							24	29	33	30
要介護1	34	37	44	52	64	63	35	25	34	35
要介護2	22	34	41	34	33	42	54	51	44	50
要介護3	27	21	26	27	24	27	34	36	27	33
要介護4	28	24	23	25	26	29	28	35	39	39
要介護5	10	25	31	28	26	27	27	34	34	38
認定数	142	156	183	184	194	218	223	231	233	251
第1号認定率(%)	10.3	11.1	13.1	13.2	14.0	15.7	16.0	16.6	17.1	18.4
第1号被保険者数	1,326	1,356	1,363	1,366	1,363	1,373	1,373	1,375	1,360	1,365
施設介護サービス受給者数(当年度累計)	676	688	687	671	651	647	674	699	735	769

第3節 子育て支援対策

現状と課題

1 児童福祉対策

近年、少子化や両親の共働きが増加する中、生活様式の変化により子供たちの発育状況にも変化が見受けられ、又、子育ての不安を抱える親たちが多くなっている。

子育てボランティアグループの存在は、子育て中の親たちが相互に相談や意見交換を行える場として大変重要であるが、現在、ボランティアグループの多くのメンバーは、仕事をもった上で従事しているため、十分な活動ができていない状況にある。今後、継続的な活動ができるようにグループ内の創意工夫はもとより、グループの活動を支えるための支援が必要である。

また、子育て支援の一環として平成22年度から中学校までの児童を対象に医療費の負担軽減を図る町単独事業の「子育て支援」を行っている。

2 ひとり親家庭支援事業

近年、増加傾向にある「ひとり親家庭」を取り巻く状況は、子供の養育、就業など生活全般に課題があり、これらの家庭が安心して暮らせる為に、指導・助言等を含め、経済的・精神的支援の充実を図ることが必要となっている。

また、平成22年度から町に設置された福祉事務所において、母子自立支援員を配置するなどのきめ細やかなサービスを提供することが必要である。

基本方針

- ・次世代育成支援行動計画に基づき、総合的・計画的に取り組むを行う。
- ・子育てボランティアグループの育成・強化を図る。
- ・福祉事務所による「ひとり親家庭」に対するきめ細やかなサービス提供を図る。

施策の展開

- ・児童への医療費助成の継続化
- ・母子自立支援員及び保健師等の「ひとり親家庭」への定期的な訪問
- ・休日等の子育て支援を行うファミリーサポートセンターの設立に向けての検討

第4節 障がい者福祉対策

現状と課題

障害者自立支援法は平成17年10月に成立し、障がい者の地域生活及び就労支援を行い、障がい者の自立を図ることを目的に法制化された。

しかし、現在、国においてこの障害者自立支援法が廃止される方向で検討されているが、現時点では現行法に基づく障がい者計画により事業を展開している。

昨今の障がい者の傾向として、社会環境の変化による影響と思われる若年層の精神障がい者が増加傾向にあり、今後このような状況に歯止めをかけるために相談支援事業所との連携を図り相談体制の確立及び家庭訪問等を実施する必要がある。

基本方針

障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、地域の中で安心して安全に生活できる環境づくりを図る。

施策の展開

- ・日野郡内で障がい者を受け入れている事業所への支援を図る。
- ・障がい者支援事業所との連携を図り就労支援を図る。
- ・未利用施設の有効活用により、障がい者等の作業所等を開設に向けて検討する。

第3-3章 24時間、365日安心できる医療体制づくり

第1節 救急医療への対応

現状と課題

本町には、入院のできる病院・医院がないため、緊急時には救急車で町外の病院へ搬送されている。又、防災基地にヘリポートを有し緊急を要する患者を総合病院等へ搬送することも可能である。

救急時にはすばやい適切な対応が人命を救うため、住民だれもが適切に対応できるように救急時の対応の仕方(心肺蘇生法など)や住民への夜間・休日の救急医療体制の情報提供が必要である。

また、独居世帯に対しては、緊急通報システムの導入により、24時間体制で周辺の協力員に連絡することにより、高齢者を地域で支えるよう努めているが、今後、システムの老朽化による機器更新や協力員の高齢化などにより、迅速な対応を図る上で、体制づくりと維持が課題となっている。

基本方針

- ・安心して暮らせるまちづくりのため、救急医療体制を整備する。
- ・救急時に備えた住民への情報提供を継続して行う。
- ・また、緊急通報システムを今後も維持することとする。

施策の展開

- 1 救急医療体制に関する情報提供のための家庭常備のガイドブックの作成を行う。
- 2 ボランティアグループなどを中心に心肺蘇生法などの救命救急講習を行い、緊急時対応のスキルアップに努める。
- 3 公共施設におけるAED(自動体外式除細動機)の普及充実に努める。
- 4 防災基地(ヘリポート)の有効活用と維持を図る。
- 5 光ファイバーネットワークを活用し、緊急通報システムの再構築について検討を行う。

AED 設置状況

設置施設の名称	設置台数	イベント等への貸し出しの可否	小児用パッドの有無	担当課
江府町総合体育館	1	可	有	教育委員会
江府町立江府中学校	1	可	有	教育委員会
江府町立江府小学校	1	可	有	教育委員会
江府町防災情報センター	1	可	有	教育委員会
江府町立子どもの国保育園	1	可	有	教育委員会
江府町明道児童館	1	可	有	教育委員会
尾之上原多目的集会施設	1	否	無	総務課
江府町総合健康福祉センター	1	可	有	福祉保健課
合計	8	8		

第2節 地域医療体制の充実

現状と課題

保健・医療・福祉の拠点である総合健康福祉センター内の江尾診療所には内科と歯科口腔外科が整備されている。現在、内科では、生活習慣病予防として動脈硬化予防外来及び高血圧・心臓病専門外来を開設している。歯科口腔外科では、歯の治療はもとより歯科口腔ケアの重要性を広く患者に伝達しており、また、定期的な鳥取大学歯科口腔外科の教授の診療により、悪性疾患などの診断、経過観察にあっている。

今後の課題として、地域医療を一層向上させるには、医療スタッフの充実を図る必要がある。

又、内科・歯科口腔外科共に診療施設が手狭になってきており、その対策が必要となっている。

平成12年に現在の江尾診療所が建築された際に導入した医療機器は老朽化がすすんでおり、今後適切に更新を行うことが不可欠となっている。

さらに、近隣の日野病院及び介護老人保健施設並びに江尾診療所との密接な連携が地域医療体制の確立のために必要不可欠であり、相互の情報の共有化をさらに図っていく必要がある。

基本方針

入院施設を持たない町としては、保健・医療・福祉の連携のもと診療所での診療に留まらず、積極的に各地域、各家庭へ自ら出向いていく在宅医療、在宅福祉を基本にしながら医療スタッフの充実を図ることにより、24時間・365日地域住民が安心して暮らせる医療体制づくりを今後も継続していく。

専門医(脳神経内科医)の新規採用と看護師の確保を図る。

施策の展開

- 1 医科の医師二人体制を確立する。
- 2 遊休施設を巡回診療所として利用し、地域医療体制を強化する。
- 3 手狭な歯科口腔外科を移転、改築し、車椅子に対応出来るバリアフリーの歯科口腔外科とする。歯科口腔外科の移転により生じる空間は、医師二人体制に対応できる医科改築を行う。
- 4 慢性的な駐車場不足を解消するため、江尾診療所周辺の整備を行う。
- 5 医療機器の故障により、医療の停滞を招かないため、適切な更新を行う。
- 6 現在行っている各種専門外来は、継続する。
- 7 日野病院との人材交流を進め、組織の活性化を図る。

医療施設資料

区分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
施設	江尾診療所	医科・歯科	医科・歯科	医科・歯科	医科・歯科	医科・歯科
人員	江尾診療所	医科医師 1 名 歯科医師 1 名				

年度別受診数

(単位:人)

区分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
受診数	医科	8,897	9,999	10,403	10,976	11,168
	歯科	3,711	4,430	5,334	4,609	4,699
計		12,608	14,429	15,737	15,585	15,867

第3節 生活習慣病医療への対応

現状と課題

生活習慣病対策として、病気の早期発見・対策が重要であり、医療と保健分野のさまざまな面で連携を図っていくことが必要である。

現在、江尾診療所内では動脈硬化予防外来、高血圧・心臓病専門外来、認知症専門外来を開設し、鳥取大学医学部との密接な連携とともに、保健スタッフによる栄養指導を中心に対応している。

今後、生活習慣病対策には、相談業務の充実の他、更に運動指導を行う体制充実が必要である。

又、現在、生活習慣病の改善対策は高齢者を中心に行われているのが現状である為、生活習慣病への関心・認識が希薄である生活習慣病予備軍、特に働き盛りの青年・壮年層に今後どのように対応するのが重要課題となっている。

基本方針

- 1 医療と保健分野の密接な連携及び鳥取大学医学部との連携を充実させることにより、更に生活習慣病対策の向上に取り組む。
- 2 青年・壮年層に対し生活習慣病への関心・認識を持たせる啓発。
- 3 現在の栄養指導に加え、運動指導を行うことにより効果的に生活習慣病予防を行う。
- 4 一人一人に対し、より綿密な指導を行えるようスタッフの充実を図る。
- 5 歯科口腔ケアに対する認識を向上させる。

施策の展開

現在、鳥取大学医学部と共同で行っている「鳥取 - 江府スタディ」研究を継続し、生活習慣病対策を充実する。

「鳥取 - 江府スタディ」資料

概 要

研究名称	糖代謝異常と生活習慣の関係に注目した動脈硬化予防のための調査研究
研究期間	平成18年1月28日～平成26年3月31日
本町がこの研究に取り組む目的	糖尿病を中心とした生活習慣病について、本町の地域特性を明らかにするとともに、医学的根拠に基づく、効果的な介入方法を検討する。
内 容	検体採取(血液、尿)及び検体と住民健診問診情報の照合。 従来の老人保健法に基づく判定基準を、病態情報内科学の助言を元に引き下げ(厳しくし)、糖尿病のハイリスク者を抽出。抽出された者を対象に、糖尿病の詳細検査(糖負荷検査)を実施。判定区分別に介入した。
方 法	データ取得方法:住民健診等で調査研究の説明を行い、同意署名を得る。 介入方法:健康教室、江尾診療所動脈硬化予防外来

実績:研究同意者数

(単位:人)

	特定・後期高齢者(基本)健診	二次検診
平成17年度	707	221
平成18年度	626	251
平成19年度	564	136
平成20年度	375	85
平成21年度	397	51

中間評価（平成17年度から平成21年度の4年間にわたる介入効果の検証）

具体的な成果

1. 介入群に一定の改善が認められた。
2. 脳血管疾患・心疾患発症者のリスク保有状況が明らかとなった。
3. 歯周疾患と腎機能の相関関係が明らかとなり、腎機能検査(クレアチニン検査)の有用性が証明された。

第4節 医療費適正化対策

現状と課題

本町は国民健康保険被保険者1人当たりの医療費が県下でも高くなっている。この高医療費の原因は主に入院費にあり、特に病状が重篤化してからの入院及び障害者の長期入院が入院費の大半を占めているのが現状である。

なお、平成22年度をもって厚生労働省の高額医療費指定市町村を決定する地域差指数及びそれに伴う安定化計画の作成義務付けが廃止となる。

今後は、平成25年度を目指し市町村国民健康保険制度の広域化が図られる方向にあり、高医療費の状況を示す基準が示されると推測されるが、本町としては保健・医療・福祉の連携のもと継続的に医療費適正化への取り組みを行う必要がある。

基本方針

現制度下の国民健康保険における一人当たりの医療給付費の1割削減を目指す。

施策の展開

高医療費の実態及び医療費のしくみに関する研修会
適正な医療機関等のかかり方・利用の研修・啓発
「かかりつけ医」「かかりつけ薬局」の普及啓発
健診の充実等さらなる早期発見体制の確立及び普及
予防接種(インフルエンザ・肺炎球菌・子宮頸がんワクチン)の普及
高医療費の実態と今後の対応についての意識啓発・研修
重複多重受診の適正化の推進

国民健康保険 医療費データ(年度別:H17~H21)

(単位:円)

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
医 科	入 院	318,161,080	305,175,524	347,384,618	155,337,782	134,734,664
	入 院 外	217,598,740	214,961,570	215,750,310	95,667,080	92,080,650
歯 科	入 院		3,032,136	401,240		
	入 院 外	26,287,250	28,464,510	32,019,800	19,905,220	17,761,750
調 剤		137,604,290	143,675,840	153,426,060	67,390,760	68,423,690
訪 問 看 護		1,289,100	1,506,350	2,110,600	1,010,200	679,250
計		700,940,460	696,815,930	751,092,628	339,311,042	313,680,004

平成20年度より後期高齢者医療制度開始

第5節 将来のスタッフの育成

現状と課題

江尾診療所の特色は、鳥取大学医学部との密接な連携を図っている点である。特に鳥取大学医学部の学生や研修医の育成の場を提供し、医療技術の習得に留まることなく、地域住民の生活実態を肌身で感じる研修・研究を行っている。

基本方針

鳥取大学医学部との連携のもと、今後も、将来の医療スタッフの育成の場を提供するとともに、地域医療を担う人材育成を図り、将来にわたる江尾診療所への支援、スタッフ確保を目指す。

施策の展開

地域医療の人材育成のため遊休施設を利用し、地域医療研修センターを開設する。

平成22年10月に開講した鳥取大学医学部地域医療学講座と連携し、医療スタッフの人材育成を図る。

第4章 水と緑を活かした快適で住みよい協働のまちづくり

第1節 環境

現状と課題

私たちの日常生活や産業活動は、自然が持つ自己修復性を超えて自然に負担をかけるようになり、地球全体の環境にも変化を及ぼすようになったといわれている。

環境問題は、地球温暖化問題をはじめ、廃棄物問題、水・大気・土壌等の汚染問題、エネルギー問題等多種多様であるが、それらは互いに影響しあっていると考えられる。

地球規模での環境問題解決には、個人や地域ごとで環境に関する取り組みを実施し、発展させていくことが重要である。

基本方針

環境問題を正しく理解するとともに、ふるさとの環境を保全し、江府町の豊かな恵みを損なうことなく次の世代に伝えるために必要な取り組みと啓発に努める。

施策の展開

ごみの減量化、地域で行う環境美化事業、太陽光発電システムの導入など行政、住民、事業者が一体となって環境問題に取り組んでいく。

「江府町一斉清掃事業」

「江府町環境美化集落支援事業」

「太陽光発電モデル事業」

平成22年度 江府町一斉清掃 実績

実施集落 34 集落	参加人数 926 人	可燃ごみ袋 690 枚	不燃ごみ袋 270 枚
------------	------------	-------------	-------------

平成22年度 江府町環境美化集落支援事業

	申請集落数	申請金額(円)
平成22年度	16	522,273

住宅用太陽光発電システム導入促進事業費補助金 実績

	申請数	補助金額 (円)
平成 21 年度	6	1,278,750
平成 22 年度	4	1,188,000

第2節 国土保全

現状と課題

本町の地形は相対的に急峻であり、農地山林の荒廃による土地保水力の低下などを起因として、近年各地で起きている集中豪雨による災害のような、土砂崩れ、がけ崩れなどの発生が危惧されている。

また、家屋が山際・崖地に点在し、災害防止施設整備が未実施である一部の集落においては、水害・山崩れなどに対する治水、治山対策及び砂防指定河川による河川整備、さらに急傾斜地崩壊危険区域指定などにより継続的に防災活動を行ってきたが、依然として改修すべき河川や急傾斜地は多く残っており、今後も引き続き治山、治水、急傾斜地崩壊対策事業を推進して行う必要がある。

基本方針

災害危険箇所の再点検により、地域全体を一体的に捉えた治水・治山対策、土砂災害対策を計画的に推進し、自然災害の発生を未然に防止するとともに、町民が安心して生活できる恵まれた自然環境保全に努める。

施策の展開

土砂災害防止法に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転の促進等のソフト対策を推進する。

治山・治水・急傾斜地崩壊対策事業については、国・県に要望を行い、整備を図る。

山地災害を未然に防ぐため、予防対策として森林の公益的機能の活用のための森林整備・管理を充実し森林保全に努めるとともに、災害防止のための啓発活動を推進する。

第3節 住宅

現状と課題

町営住宅は、平成20年度に県から町に譲渡された江尾団地(6戸)を含め、現在5団地(30戸)を管理している。町営住宅の多くは特定公共賃貸住宅であるが、より多くの方が対象となるよう準公営住宅化することの検討が必要となっている。

また、町人口の減少傾向とは反対に、世帯数は増加傾向にあるため、住民の居住安定を図るための事業を行う必要がある。

特に高齢者の居住地確保が必要となっており、住みにくい山間地から町なかへ移住するニーズも高まってきている。このため、福祉住宅の整備や住宅ストックの活用などの対策をする必要がある。

さらに、Uターン・ターンによる町外からの移住者対策のため、定期借地権を活用した住宅地提供などの事業を行う必要がある。

基本方針

高齢者の居住安定、町外からの移住・定住促進のため、様々な住宅環境を整備する。また、安心して生活できる居住づくりのため、耐震改修等の促進を行う。

施策の展開

1 町営住宅の整備

より広範囲の方が利用できる町営住宅の整備を目指し、既存の町営住宅の見直し等様々な検討を行う。また、既存の町営住宅の建替え及び改修・修繕を必要に応じて行う。

2 定住化促進

定期借地権等を活用した住宅地の提供など、定住化促進を行う。

3 耐震改修促進

鳥取県耐震改修促進計画の策定に伴い、町内住宅・建築物の耐震化を図る。

安心したまちづくりのため、平成21年9月に策定された「江府町耐震改修促進計画」に基づき、平成31年度までの10年間に建替えを含めて町内の住宅の概ね100棟を目途に耐震性のある建物とする。

町営住宅 築年数等

団地名(号数)		経過年数(築年度)	
江尾団地	(1～4号)	32年	(昭和53年度)
	(5～6号)	28年	(昭和57年度)
久連団地	(A1～B2号)	17年	(平成5年度)
佐川団地	(1～4号)	16年	(平成6年度)
	(5～6号)	17年	(平成7年度)
	(7～8号)	6年	(平成16年度)
武庫団地	(A1～D1号)	9年	(平成13年度)
武庫第2団地	(1～3号)	11年	(平成11年度)
	(4～6号)	12年	(平成12年度)

全30戸

第4節 上水道

現状と課題

本町の上水道は簡易水道10、飲料水供給施設6、専用水道1の計17施設の整備により、普及率は、98.6%に達している。普及率を100%にするには、残る西成地区水道施設の町営化が必要である。

年間給水量は下水道施設の整備による増加要因はあるが、人口が減少していることから大きな増加はないものと推定される。

施設全体としては、将来にわたり安定した水供給のために、老朽化が進んだ施設を計画的に見直していく必要がある。

平成20年度に料金改定を行ったが、給水料金収入の減少、施設の老朽化による管理費の増額により一般会計からの繰り入れが多くなっており、維持管理等の経費削減のためには施設の定期的な点検・改修の必要がある。

基本方針

江府町全域の水道施設を町管理施設に移行、一元的管理を目指し、それぞれの施設の統合も視野に入れ、安全安心で、良質な水の提供を目指す。

また、老朽化した施設の改良や修繕等維持管理に万全を期し、清浄にして豊富低廉な水道水の供給に努める。

施策の展開

水源の水量が減少傾向にある第二共同地区簡易水道の水源改良を実施していく。

また、大河原地区簡易水道は、まもなく耐用年数に達する施設であり、頻繁に管路の修繕が発生しており、この施設の改良を実施する。

施設の維持管理、修繕については、その都度住民生活に支障のないよう適切に実施していく。

事業を計画的に実施し、経費節減に努める。

簡易水道施設資料

施設名	給水区域
米沢地区簡易水道	江府町大字美用、大字杉谷、大字宮市の配水管布設区域
川筋地区簡易水道	江府町大字武庫、大字下安井、大字洲河崎、大字江尾の一部の配水管布設区域
貝田地区簡易水道	江府町大字貝田の配水管布設区域
柿原地区簡易水道	江府町大字柿原の配水管布設区域
江尾地区簡易水道	江府町大字江尾、大字小江尾、大字久連及び大字佐川の配水管布設区域
御机地区簡易水道	江府町大字御機の配水管布設区域
大河原地区簡易水道	江府町大字大河原の配水管布設区域
下蚊屋地区簡易水道	江府町大字下蚊屋の配水管布設区域
江府町第二共同簡易水道	江府町大字俣野の一部池ノ内、尾之上原及び日の詰の一部の地区の配水管布設区域
吉原地区簡易水道	江府町大字吉原の一部吉原地区の配水管布設区域
袋原地区飲料水供給施設	江府町大字吉原の一部袋原地区の配水管布設区域
深山口古屋敷地区飲料水供給施設	江府町大字俣野の一部深山口、古屋敷地区の配水管布設区域
助沢地区飲料水供給施設	江府町大字助沢の配水管布設区域
大万地区給水施設	江府町大字小江尾の一部大万地区の配水管布設区域
笠良原地区給水施設	江府町大字御机の一部笠良原の配水管布設区域

第5節 下水道

現状と課題

本町では、平成3年度から下水道整備を積極的に行ってきたところであり、特定環境保全公共下水道事業1処理区、農業集落排水事業8処理区、林業集落排水事業2処理区の整備を完了している。また、1地区の事業整備を現在行っており、平成23年度完了を目指している。集合処理区以外は合併浄化槽事業を推進し、平成21年度末において、人口比率で水洗化率は、81.7%となっている。

基本方針

公共用水の水質は改善されたが、さらなる農村の生活環境の維持保全をする上で、生活排水処理施設の早期整備を推進し、平成25年度完成を目標とする。

今後は、当初整備した処理施設の老朽化に伴い、施設の修繕及び更新に費用がかさむことが予想されるので、計画的に修繕、更新を行っていく。

施策の展開

農業集落排水事業の整備計画を推進しながら、併せて合併処理浄化槽の普及促進も図る。

施設の適正な維持管理を図るため、職員の研修・資格取得を行うなど体制を強化する。

下水道事業の効率的かつ安定的な運営を図るため、汚泥処理方法等の検討を行う。

集落排水施設の機能診断を実施し、修繕計画はもとより、施設の統合を図る。

下水道施設資料

施設・地区名	区域
川筋地区 農業集落排水事業	下安井、洲河崎、荒田、半の上、宮の前、武庫、新道、一旦、江尾のうち指定区域
貝田地区 農業集落排水事業	貝田
下蚊屋地区 農業集落排水事業	下蚊屋、御机のうち指定区域
助沢地区 農業集落排水事業	助沢
俣野地区 農業集落排水事業	池ノ内、尾之上原、日の詰のうち指定区域
御机地区 農業集落排水事業	御机のうち指定区域
吉原地区 農業集落排水事業	吉原のうち指定区域
宮市地区 農業集落排水事業	宮市、宮市原のうち指定区域
西成地区 林業集落排水処理施設	大字吉原のうち指定区域
袋原地区 林業集落排水処理施設	
江尾	江尾、佐川、小江尾、久連、柿原、洲河崎のうち指定区域

第6節 廃棄物処理

現状と課題

大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルの見直しが叫ばれ、循環型社会の構築が社会的な流れとなっている。本町では古紙類、布類、軟質プラスチック等の分別収集が進んだことにより、ゴミの総排出量及び一人当りの排出量ともに減少傾向にある。不法投棄については依然減少していない状況である。また、ごみ焼却施設については既存の焼却施設の延命化とともに、焼却施設の広域化計画も検討されている。

基本方針

4R(リサイクル[再生利用]、リユース[再使用]、リデュース[ゴミ減量]、リフューズ[購入拒否])を基本に処理コストの削減とゴミの減量化を図る。

施策の展開

ごみの減量化・リサイクルの推進を図るため分別収集の促進と周知啓発に努め、基本方針を軸に行政、住民、事業者が一体となってそれぞれの立場でその役割を認識し履行していく。

環境景観保全として、不法投棄防止への啓発を継続的に行う。

今後の廃棄物処理計画の中で、日野町江府町日南町衛生施設組合の施設(し尿処理場、ごみ焼却場)における処理方法や施設利用等について関係団体・機関等と検討を進める。

ごみの排出量推移

種 別	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
1.可燃性ごみ・可燃粗大ごみ	675.9 t	675.8 t	704.1 t	678.4 t	630.7 t	600.9 t	
2.不燃ごみ	58.2 t	51.7 t	62.4 t	49.0 t	38.5 t	46.1 t	
3.不燃性粗大ごみ	28.2 t	20.4 t	22.1 t	10.4 t	9.4 t	7.6 t	
4.資源ごみ	びん、缶、等(資源)	41.2 t	36.0 t	36.5 t	32.6 t	30.7 t	28.7 t
	古新聞	68.1 t	67.2 t	75.9 t	68.8 t	73.4 t	64.0 t
	古雑誌	51.3 t	51.3 t	53.0 t	53.7 t	56.5 t	53.9 t
	ダンボール	27.6 t	24.0 t	27.7 t	27.3 t	23.4 t	22.7 t
	牛乳パック	1.2 t	1.3 t	1.1 t	1.2 t	1.4 t	1.4 t
	ペットボトル	5.5 t	5.5 t	6.2 t	6.7 t	7.8 t	6.7 t
	発泡スチロール・軟質プラスチック	2.4 t	2.8 t	2.8 t	3.0 t	16.9 t	17.4 t
	布類				12.0 t	10.4 t	13.0 t
	紙製容器包装紙					10.3 t	9.8 t
					布類分別開始	紙製容器・軟質 プラ分別開始	
資源ごみ 小計	197.3 t	188.1 t	203.2 t	205.1 t	230.8 t	217.6 t	
5.有害ごみ	乾電池	1.7 t	1.8 t	0.0 t	1.6 t	1.6 t	0.7 t
	蛍光管・水銀体温計	0.3 t	0.7 t	0.9 t	0.5 t	0.5 t	0.4 t
有害ごみ 小計	2.0 t	2.5 t	0.9 t	2.1 t	2.1 t	1.1 t	
合計	961.5 t	938.5 t	992.7 t	945.1 t	911.5 t	873.3 t	
過去6年間の平均年間排出量	937.1 t/年						

第7節 道路

現状と課題

本町は、基幹道路として、中国横断自動車道岡山米子線(米子自動車道)・国道181号及び482号の3路線がある。

中国横断自動車道は、日本海と太平洋を結ぶ高速交通網として平成9年3月に全線開通したが、蒜山米子間の4車線化の早期着工が望まれる。

国道181号は、本町と西部地方生活圏の中心である米子市を結ぶ幹線道路で、今後は、歩道を含め改良の必要な箇所を早期整備していく必要がある。

本町と広島県備北地域振興のため、地域高規格道路(江府三次道路)整備促進を図る必要がある、特に現在整備区間になっている江府道路5kmについて早期完成が望まれる。

国道482号は、本町より岡山県蒜山地方を經由し、蒜山IC等を結ぶ経済交流、物流に大きな期待が持てる道路で、現在実施中の下蚊屋バイパス事業の早期完成により交通の安定確保と一層の物流が図られる。しかしながら、起点の江尾入口と岡山県側が狭隘でカーブも多く、特に降雪期間に除雪対応が困難であり、バイパスも視野に入れ、早急に改良の必要がある。

県道は、主要地方道2路線、一般県道3路線があり主要地方道倉吉江府溝口線においては、大山パークウェイ構想に含まれ、地域の連携と活性化を図る上で大変魅力ある道路である。また、大山の沢対策として事業着手している三ノ沢橋梁化事業等の早期完成を図る必要がある。

岸本江府線については、小学校統合により通学児童の数も増え、安全の確保を図るために未整備区間の整備を行う必要がある。

町道は、1級6路線、2級7路線、その他84路線で、実延長89kmある。1級、2級町道については、比較的整備が進んでいるが、その他町道については整備率が低い。

大山第2広域農道については、企業進出や物流の変化等により県道レベルの交通量となっている路線であり、県道への路線見直しを要望する必要がある。

基本方針

【国道・県道】

高速交通体系、広域的なアクセス道路として重要な役割を持っており、その機能を十分に発揮できるよう関係市町村と連携しながら整備促進の要望を展開していく。

【町道】

健全な集落機能維持及び少子化、高齢化による福祉医療、防災対策の上からも、安全安心な住民生活等に対応できるよう整備を図る。

施策の展開

【国道】

地域高規格道路「江府三次道路」の整備区間となっている江府道路の整備促進を要請する。

国道181号の江府中学校から一旦の間のカーブ改良及び落石対策を要請する。

国道181号佐川地内の歩道の整備を要請する。

国道482号の岡山県真庭市蒜山から県境(下蚊屋)間の改良について関係機関に要請を行う。

【県道】

主要地方道岸本江府線の国道181号と接続する小江尾から大満間の改良事業の促進を要請する。

主要地方道倉吉江府溝口線の沢(大山)対策、カーブ改良事業の促進を要請する。

【町道】

現道の維持管理に努めるとともに橋梁の長寿命化を図る。

未改修部分の整備促進と国県道改良関連に連動した部分の整備を図る。

【農道】

大山第2広域農道の一部区間(俣野～下蚊屋間、下蚊屋～笠良原間)について、県道昇格の要望を行う。

【地域との共同】

集落内の町道・農道等地域に密着した道の簡易な維持修繕などは、資材提供等により地域との共同維持体制を進める。

道路の現状

(平成21年4月1日現在)

区分	路線数	実延長 (km)	改良済		舗装済		自動車交通 不能延長 (km)	
			延長 (km)	%	延長 (km)	%		
国 道	2	20.4	20.4	100.0	20.4	100.0		
県 道	主要地方道	2	18.6	18.2	98.1	18.6	100.0	
	一般県道	3	15.8	14.9	94.3	15.8	100.0	
	計	5	34.4	33.1	96.4	34.4	100.0	
国 県 道 計	7	54.8	53.5	97.6	54.8	100.0		
町 道	97	89.1	56.3	63.2	78.4	87.1	9.3	
米子自動車道	1	11.5	11.5	100.0	11.5	100.0		
合 計	105	155.4	121.3	78.1	144.7	93.1	9.3	

橋梁

区分		橋数	延長 (m)	面積 (㎡)
永久橋		73	1,207	6,113
非永久橋	木橋			
	混合橋			
	計			
合計		73	1,207	6,113

歩道現況調査

(平成21年4月1日現在)

路線名	歩道等 設置延長 (m)	歩道 総延長 (m)	幅員区分別延長内訳					歩道等 面積 (㎡)
			4m 以上	3m 以上	2m 以上	1m 以上	1m 未満	
江尾貝田三ノ沢線	4	4	4					32
俣野宮市線	1,808	1,808			1,808			4,180
1級 計	1,812	1,812	4	0	1,808	0	0	4,212
江尾久連大谷橋	95	95			95			190
久連洲河崎線	905	905			263	642		1,583
2級 計	1,000	1,000			358	642		1,773
他 小江尾学校線	236	254			18	236		303
他 入江白住線	129	164			164			393
他 美用1号線	9	18			18			49
他 下蚊屋線	4	4			4			9
その他 計	378	440	0	0	204	236	0	754
計	3,190	3,252	4	0	2,370	878	0	6,739

第8節 除雪

現状と課題

現在、本町山間部から鳥取県西部の中心米子市へは国道、県道、町道、幹線農道を利用し日常的に通勤・通学が行われている為、冬季間の交通の確保が重要となっており、除雪機械の確保と整備を行うとともに、江府町除雪計画に基づき、民間事業者等への委託により除雪を実施している。

また、一部町道では、用水路等を利用した消雪装置で対応しているが、老朽化が進み維持管理に苦慮している。

除雪委託は、町内の建設業者・農業公社・運送業者・シルバー人材センターを中心に委託しているが、除雪機械を保有した民間業者はごく一部のため、町において機械の確保を行う必要がある。

従来、国・県道の応援除雪を行ってきたが、近年、県の除雪機械も確保されてきたことから、今後、除雪機械の確保、更新にあたっては、町道を中心とした規模のものを検討していく必要がある。

また、建設業者も近年の工事量の減少により、やむなく閉鎖するところもあり、今後の委託形態に不安定な要素が生じている。

山間部の狭隘な町道については、小型除雪機等において対応しているが、維持管理する集落の高齢化が進んでおり、今後の大きな課題となっている。

基本方針

町有機械の計画的整備、更新と小型除雪車等の導入を図るとともに、民間事業所、各集落への委託によりオペレーターの確保を行い、冬季間の交通の確保を図る。

また、各種事業導入による消雪設備の整備充実に努める。

施策の展開

町道の幅員に即した規模の除雪機械への更新と機械の増強を図る。

民間事業所などへの委託によりオペレーターの確保に努めると共に、オペレーターの育成を図る。

除雪機械の進入が困難な集落等においては、小型除雪車購入の補助制度を設け除雪体制の強化充実に努める。

除雪機械一覧表(平成22年度)

町有

機械名	規格	型式	配備年度	備考
ロータリー除雪車	2.2m級	TCM 株 JDS - M15	H20年11月	
ロータリー除雪車	250PS 級	(株)日本除雪機製作所 HTR251	H7年11月	鳥 99 め 1452
除雪ドーザー	13t級・車輪式	新キャタピラー三菱 938G	H10年11月	鳥 00 も 1054
除雪ドーザー	6t級・車輪式	キャタピラ三菱 910 41Y02479	S59年11月	鳥 00 も 415
トラック	7t級・4×4	日野 KL-FZ4FJGA	H14年11月	鳥取 100 は 441
トラック	7t級・4×4	鳥根日野自動車(株) U-FZ1FJAA	H2年12月	鳥取 11 ゆ 608
除雪トラック	7t級・4×4	鳥取県 U-FZ1FJAA	H15年	鳥取 88 ゆ 433
トラック	2t級・4WD	三菱自動車 KC-FG538BD	H8年11月	鳥取 11 せ 79-39
トラック	2t級・4WD	三菱自動車 KC-FG538BD	H9年11月	鳥取 11 せ 87-54
歩道用除雪機	三菱スノーロータリー	MSR1122B(22馬力)	H14年	NO1
歩道用除雪機	フジスノーロータリー	MSR1122B(22馬力)	H14年	NO2
歩道用除雪機	フジスノーロータリー	MSR1122B(22馬力)	H15年	NO3
歩道用除雪機	フジスノーロータリー	MSR1122B(22馬力)	H15年	NO4
歩道用除雪機	フジスノーロータリー	MSR1122B(22馬力)	H16年	NO5
歩道用除雪機	フジスノーロータリー	MSR1122B(22馬力)	H16年	NO6
歩道用除雪機	クボタ	KSR10D-3 38801249	H12年	宝くじ NO1
歩道用除雪機	クボタ	KSR10D-3 38801255	H12年	宝くじ NO2
タイヤショベル	TCM L4・8RS 0.4 m ³ 級	TCM 株 L4-8RS	H12年	江府町農5

町借上車両

機械名	規格	型式	配備年度	備考
タイヤショベル	TCM・L13 1.3 m ³ 級・6t級		リース	
タイヤショベル	TCM・ZW30 0.4 m ³ 級		リース	
タイヤショベル	TCM・ZW30 0.4 m ³ 級		リース	
タイヤショベル	コマツ・W40 0.6 m ³ 級		リース	
タイヤショベル	三菱・WS210A 0.4 m ³ 級		リース	

県有(県から町に貸与)

機械名	規格	型式	配備年度	備考
歩道除雪用ロータリー	ニイガタ小型乗用		借上	日野町 33
ドーザー13t級	TCMドーザー		借上	鳥取る 337
ドーザー	川崎ドーザー		借上	鳥取る 20

建設業等からの町借上

機械名	規格	型式	配備年度	備考
グレーダー			借上	
ジープ			借上	

第9節 農業の振興

現状と課題

1 農業経済の停滞

本町の農業は、水稻を基幹作物とした複合経営が行われ、基幹産業として重要な位置を占めてきたが、輸入の自由化、農産物の市場開放という経済の流れの中で、輸入品との競合や農産物の価格低迷など、水稻中心の本町農業にとっては、大きな問題となっている。

2 兼業化と高齢化

本町の農業は兼業化の急激な進展により農業従事者が大きく減少するとともに、農業専従者の高齢化が急速に進んでいる。この高齢化は、他産業からの退職者による農業経営や後継者がいない高齢専業農家の増加によるものであり、いいかえれば専業農家の小規模化が進んでいることでもある。就業者の減少や労働力の高齢化は、収益の高い農業の展開を困難にするばかりでなく、耕作放棄による農地の荒廃が進む大きな要因となっている。このような状況の中、平成12年度から創設された中山間地域等直接支払制度は、平成22年度から5年間の第3期対策がスタートし、本町の農地保全に有効な施策として展開している。

3 生産基盤と生産の近代化

本町の1戸あたりの水田経営面積は1ha未満が全体の8割以上を占め、平均経営面積は0.6haである。生産基盤の整備が行われ、水田におけるほ場整備率は83.7%を超しているが、生産コストの低減化に結びついていないのが現状であるため、施設の近代化、機械化を図り、生産コスト低減化による経営安定と農家の生産組織化や農地・農作業の集積による農作業の効率化を推進し、農業の経営体系に即応した効率的な施設の整備、機械利用システムの確立を図らねばならない。

また、農道は、基本的な路線の整備は進んでいるものの、水路については、中山間地特有の山腹水路が多く、維持管理に多大な労力を要している現状であり、その整備を進め省力化を図る必要がある。

4 農業後継者

現状は、後継者不足により農業生産体制の確立が困難な状況にある。若者にとって魅力ある農業を創造し、新規就農者の育成を図るほか、県の推進するJUU対策と連携し、多様な農業担い手を確保することが重要である。また、女性・高齢者の就農環境の整備など、地域農業を担う後継者を幅広く確保、育成する必要がある。

5 畜産

繁殖和牛は、高齢化による飼育農家の減少傾向が顕著であるが、生産性が高く安定した経営ができるよう、引き続き優良雌牛の導入を図るとともに、公共牧場の活用等の推進が必要である。また、乳用牛については二つの経営体しかないが、複合経営の定着化と、専業大規模酪農経営による生産コストの節減など経営内容に合わせた支援施策が必要である。

基本方針

江府町の農業生産は水稲を中心として野菜と畜産の複合経営が営まれており、水稲では減農薬・減化学肥料栽培の特別栽培米コシヒカリの栽培戸数・面積の増加が図り、県内有数の米どころとして県内外で認知されはじめている。特産野菜では白ネギ、トマト、キャベツ等の産地化が進む他、ブルーベリーやこんにゃく芋、山菜等の新規作物の振興も図っている。

このほかにも、ソバや大豆栽培の団地化や担い手への作業集積が定着してきたため、今後も取り組みの拡大を図るとともに、農商工連携による6次産業化等の農産物の付加価値販売やブランド化に取り組む。

今後、農業の発展、農村社会の維持のために、集落を主体とした集落営農組織、担い手集団を育成し、経営規模、経営方針に沿った育成すべき経営体を確保し、これを核とした生産体制を確保するとともに、公益的な受委託組織との役割を明確化することにより、総合的な農業経営構造を目指す。

さらに、生産性の高い産地づくりを推進するとともに、異業種参入等による新たな経営体に対する支援の充実、優良農地の保全・農地の流動化を促進する。また、将来にわたって安定的な農業振興を図るために山腹水路の点検・改修等の基盤整備を行ない、収益性の高い農業経営の確立を展開する。また、農地の荒廃化を防止し、農家自らが住みよい環境を確保するばかりでなく、都市との交流等を推進し、自然環境と共存できる集落環境・生活環境の整備を進める。

施策の展開

1 農業経営の強化

農業を支える人材の確保・育成、農業を担う経営体の育成

農業の発展を図るため、IJU対策を含め、意欲ある新規就農者・女性農業者などの担い手の確保・育成対策を推進する。そのため、受入農地、指導農家の情報を整理し受入・指導体制の整備に努める。

また、江府町の農業を担う認定農業者の育成のほか、集落営農の推進に努める。

農用地の利用集積

生産性の高い農業経営を実現するため、認定農業者等担い手への農用地の利用集積を推進する。

2 高付加価値農業の推進

安心安全な農産物の生産

消費者ニーズに対応するため、新鮮で安心・安全な農産物の安定的な供給や販売に取り組む。また、直売所の充実により地産地消の推進を図る。

特産品振興

町内で生産されている米、大豆、ソバ、特産野菜、ブルーベリー、水、生乳等に付加価値を付けた地域のブランド商品の開発を図るとともに、市場開拓を行い地域産業の育成と地域活性化を図る。

観光農業の推進

個性ある農業・農村を創出するため、景観作物や体験農園など観光機能拡大と魅力ある観光農業の推進に努める。

3 環境保全型農業の推進

畜産糞尿の良質堆肥化を促進し、環境に優しい農業を推進するため、有機性資源の循環利用や減化学肥料栽培の促進、減農薬栽培を促進する。

4 町民が守り、親しめる農業の推進

恵まれた自然環境と農業生産活動が一体的に取り組まれている地域として平成21年に「環境王国認定自治体」となった。これを契機に、人と自然環境に優しい農業の推進と農村景観の保全等の重要性が高まり、中山間地域直接支払制度等関連施策を有効に活用しながら、町民自らが守り、次世代に引き継ぐことのできる農業・農村環境の保全を図る。

5 農地保全対策の推進

平成22年度からスタートした、第3期中山間地域等直接支払い制度を積極的に展開するとともに、耕作放棄地対策協議会等関係機関との連携を図り、農地保全対策を推進する。

また、維持管理に多大な労力を要している山腹水路の整備をすすめ、維持管理の省力化を図る。

6 畜産振興の推進

繁殖和牛について、飼養戸数及び頭数の確保と、優良和牛の導入による母牛改良を推進するため、新たに町独自の和牛導入貸付制度を実施するとともに、飼養農家の労力軽減と経営の多角化を図るため、引き続き瓜菜沢放牧場の利用促進を図る。

農家数 (2010年 農林業センサス:概数値) (戸)

総農家数					
	自給的農家数	販売農家数	専業農家数	第1種兼業農家数	第2種兼業農家数
634	147	487	112	42	333

経営耕地面積 (2010年 農林業センサス:概数値) (ha)

経営耕地総面積	田	畑	樹園地
520	414	94	12

畜産 経営規模 (江府町調)

区分	肉用牛		乳牛	
	経営戸数(戸)	経営規模(頭)	経営戸数(戸)	経営規模(頭)
平成17年	41	112	2	124
平成18年	39	103	2	116
平成19年	31	95	2	116
平成20年	30	90	2	103
平成21年	24	76	2	139

江府町堆肥センター 販売実績

(単位:トン)

年度	堆肥	堆肥 + 運搬	堆肥 + 運搬 + 散布	合計
平成19年度	107.2	107.0	248.0	462.2
平成20年度	108.5	99.0	296.5	504.0
平成21年度	69.0	110.5	269.3	448.8

農林道

区分	路線数	総延長 (m)
農道	218	71,124
民有林 林道	26	37,902

農産物販売状況（鳥取西部農協調）

（単位：万円）

区分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
穀 類	20,840	24,761	15,077	21,976	28,828
特 産 園 芸	7,405	8,364	8,344	8,048	7,780
畜 産	4,080	4,268	3,641	3,276	3,048
合 計	32,325	37,393	27,062	33,300	39,656

第10節 林業の振興

現状と課題

本町の森林面積は、10,040haで総面積の約81%を占めている。民有林面積は9,056haで、そのうちスギ、ヒノキを主体とした人工林は4,665haであり、人口林率52%で県平均を多少下回っている。現在、長年にわたる国産材需要の低迷、経営コストの上昇、林業従事者の減少、高齢化等に起因して林業生産活動が停滞し、間伐・保育等が適正に実施されていない森林が増加している。

一方、4～7齢級の要間伐林が4,285haと47%を占めており、今後、保育・間伐を適正に実施していくことが重要である。

このため、町、森林組合、森林所有者等が一体となって、計画的に間伐、保育などの森林整備を積極的に進めることと、その基盤となる路網整備、森林組合等による施業の実施体制の整備、森林組合や林業関連事業体の育成、関連施策の積極的展開が必要となっている。

基本方針

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適切な森林施業の実施により、健全な森林の維持造成を推進することとする。

具体的には、各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適正に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備、天然生林の的確な保全・管理及び活用により、立地条件に応じた多様な森林資源の整備を図ることとする。

また、林道等の路網は効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資するため計画的に整備する。また、森林の有する山地災害防止、水源かん養等公益的機能の高度発揮を図るため、保安林の適正な整備及び保安施設の整備を計画的に推進することとする。

施策の展開

地域の森林の内容並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、水源かん養機能、山地災害防止機能を重視する森林整備の推進を図ることにより、望ましい森林の姿に誘導するよう

努めるものとする。また、企業・NPO等の環境貢献活動である「とっとり共生の森」事業の活用を図る。

・人工林

要間伐林が47%を占めていることから、間伐を積極的に実施し、間伐材の利活用を図る。そのためには、施業の低コスト化と高能率化が不可欠であり、安価な路網と高性能機械を組み合わせた低コスト林業生産を促進する。

また、町、森林組合、森林所有者等が一体となって森林整備を推進する必要があることから、集落等での座談会を開催し、森林所有者の施業意欲の向上を図っていく。

・自然林

広葉樹等を活用した徳用林産物の生産促進を図る。きのこ類においては、原木の安定供給が支障となっていることから、町内で供給可能な山林情報を集約し、生産者に提供することにより、生産者の負担軽減と省力化を図る。木炭類においては竹炭、竹酢、竹酢入り洗剤等があるが、価格面等により消費が低迷している為加工業者や販路等を再検討し、消費拡大に繋げる。

造林面積（平成21年度鳥取県林業統計及び江府町調）

（単位：ha）

区 分	民有林					国有林	計
	公社造林	森林農地整備センター	県行造林	町行造林	その他		
林野面積	9,056					984	10,040
内人工林	4,665	761	605	13	560	2,726	4,940

第5章 思いやりと心豊かな人づくりの推進

第1節 生涯学習

現状と課題

生涯学習は、元気で活力ある地域社会を築いていくために必要不可欠な学習であり、「いつでも どこでも 誰でも」学べる環境が必要である。

住民の余暇時間の増加が進む中で、価値観も多様化し、仕事だけを重視する考えから、生活を楽しむことやゆとりを重視する考え方へと変わってきている。

人々が、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が評価される「生涯学習社会」を築いていくために、学校教育・家庭教育・社会教育など生涯を通じた学習機会を整備していかなければならない。

基本方針

町民の誰もが、学校教育の場に限らず、その生涯において、いつでも、どこでも、それぞれの年代や目的に応じて主体的に学習できる機会の充実を図り、また学習成果を生かすことのできる環境づくりを町民が主体的に行えるよう働きかけていく。

施策の展開

- 1 生きがいを求める人々の学習意欲に答える環境の整備と効果的に学習活動を推進していくために、江府町防災・情報センターを生涯学習拠点施設として活用していく。
- 2 生涯学習活動の成果が発揮できる機会の創出と、地域のなかで学んだものが活かされるよう積極的に働きかけをおこなう。

第2節 学校教育

現状と課題

近年の本町における出生児数は、年間20名前後ときわめて少ない。このため、従来町内にあった4校の小学校では、個々の児童生徒に対する学習指導や生活の配慮はなされやすいが、十分な集団活動の機会がなかったり、団体スポーツ等の場が制限されるなどして、児童生徒が自らの力で自分の可能性を切り開こうとする意欲がやや不足する傾向があった。

平成21年に、従来から町内1箇所の中学校と保育園に加え、町内4校の小学校統合を行い、小学校が町内1校となり、保育園から中学まで全て1校(1園)となった。

この状況を有効活用するため、保・小・中の連携を強化し、江府町のめざす人間像である「人権を重んじ人を敬う町民」「自然や文化を愛する知性豊かな町民」「家庭や家族を愛する

人間味豊かな町民」をめざす児童生徒の育成に、利点を活かしながら一体となって取り組んでいる。

一方、少子化に歯止めがかからない現状の中で、生徒数が60名前後となる江府中学校の運営、老朽化した校舎の改築などが今後の江府町教育の喫緊の課題である。

学校給食については、給食センターを現在江府小学校に併設し、町内の小中学校に給食を提供している。

平成21年度4月から完全米飯給食を実施している。特に平成22年からは米の全量を町内産特別栽培米で提供し、さらに野菜等の食材についてもできる限り町内産を提供するなど、食の安全・安心に取り組んでいる。

センター施設は整備後30年以上を経過し、調理器具全般が更新時期をむかえており、施設も老朽化しているため、機器の計画的更新と改築などの検討が必要である。

基本方針

- 1 基礎基本の徹底により基礎学力の確実な定着をめざすとともに、児童・生徒一人一人の個性を生かした教育を推進する。
- 2 保育園・小学校・中学校の連携により、児童・生徒が生涯にわたって学び続けるための確かな基盤をつくる。
- 3 自分を大切にし、人を思いやり、互いの人権を大切にする心豊かなたくましい児童・生徒の育成をめざす。
- 4 情報化・国際化に対応できる人づくりをめざし、発達段階に即したコミュニケーション力を身につけることのできる教育を推進する。
- 5 これらに応じた教育環境の充実を図るため、施設、設備の整備を推進する。

施策の展開

- 1 江府中学校校舎の老朽化対策と、少人数に対応した運営整備
- 2 安心して学習できる教育環境の整備(情報、環境、国際理解など)
- 3 保・小・中連携の要となる指導主事の配置
- 4 保育から教育につながる、切れ目のない支援体制の確立
- 5 地域の人材を活用した、学校支援体制・学力向上対策の確立
- 6 給食センター施設の老朽化に伴うドライシステムの導入

児童・生徒数の推移(各年度:5月1日現在)

(単位:人)

* 小学校

年度 学年	18年度	19年度	20年度	21年度 【統合】	22年度	23年度	24年度	25年度
1年	26	11	25	24	22	24	20	10
2年	30	26	11	25	24	22	24	20
3年	27	30	26	11	25	25	22	24
4年	33	27	30	26	11	26	25	22
5年	40	33	27	29	26	11	26	25
6年	34	40	33	27	29	26	11	26
計	190	167	152	142	137	134	128	127

* 中学校

(単位:人)

年度 学年	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1年	42	34	40	33	27	29	26	11
2年	46	42	34	41	32	27	29	26
3年	32	46	42	34	41	32	27	29
計	120	122	116	108	100	88	82	66

学校施設リスト (単位:m²)

江府小学校

普通教室7室、特別教室6室	
校舎	1,878
ランチルーム	191
屋内運動場	630
渡り廊下	17
プール	855
グラウンド倉庫	35
合計	3,606
給食センター	センター
	288
合計	3,894

江府中学校

普通教室8室、特別教室9室	
校舎	1,829
屋内運動場	904
格技場	369
特別教室棟	417
図書室	73
倉庫	95
合計	3,687

第3節 幼児教育

現状と課題

出生数の減少に加え、保護者は両親の共働き家庭が多く、祖父母も就労している家庭が多いため、家庭における育児体制が機能しにくくなっている。また、両親の多忙や、テレビ、ゲームやネットの普及を背景として(子供たちの成長特性として)、生活年齢の低い子どもや落ち着いて遊びに取り組みにくい子どもが増えてきている。保護者においても育児に対する不安の深刻化や多様化が目立ってきている。一人ひとりの子どもが尊重され、人間形成が育まれる一日の大半を過ごす園の環境が、子どもにとって過ごしやすく家庭的安定と幼児教育の両面を大切に環境保育に取り組み、保育内容の充実に努めている。食事についても6ヶ月からの乳児食、アレルギー食、平成22年度からの完全給食など食環境を整えている。

園内に設置した子育て支援センターを地域の子育ての拠点として、園児との交流、子育て中の親子の交流、情報提供や育児相談などを行ない、安定した子育てのための支援の充実を図る。

園舎は築30年を経過し、老朽化が著しく修繕の必要な箇所が増えている。又、現施設では、変化していく保育ニーズに対応できにくくなっているのが現状であり、また衛生面からも調理室の改善が必要となってきている。抜本的な改修、改築が望まれる。

基本方針

- 1 基礎学力の土台を創り、個を大切に個の成長発達を目指した保育を推進する。
- 2 自分を大切にする自尊感情を育むとともに、仲間を大切にする思いやりや優しいこころを育てる。
- 3 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもの育成を目指す。
- 4 育児に関する不安解消のための相談機能の強化により、子育て支援センターの充実を図る。
- 5 多様化する保育ニーズに対応できる体制づくりと保育内容の充実を図る。

施策の展開

- 1 安全に、安心して生活することのできる環境と施設の充実。
- 2 保育から教育につながる支援体制の確立。
- 3 幼児教育の環境整備の充実。
- 4 未就園児など地域の子育て支援の充実。
- 5 障がい児保育、一時預かり保育、延長保育などの特別保育の実施。
- 6 親と子が一緒に学び成長できる機会として、子育て支援センターへの参加の呼びかけと個別事例への取組みの充実。

江府町支援センター「じゃりんこくらぶ」

利用者数

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
実施回数	29	45	51	50	94
保 護 者	255	289	220	312	181
こ ど も	317	382	263	332	231
ボランティア	40	32	51	34	35
ス タ ッ フ	69	54	83	76	99
計	681	757	617	754	546

じゃりんこくらぶ...江府町の子育て支援センター。保育園が保健師と連携し子育て支援を行っている。主な活動として、電話相談・絵本貸し出し・家庭訪問の他、保護者と子どもが一緒になって遊ぶ場を提供するなどの活動を行っている。

園児数 (単位:人)

年度	年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
18	人数	8	12	16	22	27	14	99
	職員数	2	2	3	1 (1)	2	1	11 (1)
19	人数	4	15	17	20	25	27	108
	職員数	2	3	3	1	1 (1)	2	12 (1)
20	人数	7	6	18	18	23	25	97
	職員数	2	2	3	1	1	1 (1)	11 (1)
21	人数	6	6	7	21	21	23	84
	職員数	2	2	1	1 (1)	1	1	8 (1)
22	人数	6	10	7	10	20	24	77
	職員数	2	2	2	1	1 (2)	1	9 (2)
23	対象児	7	17	10	10	13	21	78

職員()は障がい児加配

*年齢別クラス編成

*3、4、5歳児の異年齢クラス編成。(平成21年度から実施)

*一時保育(平成21年度から実施)

保育園施設リスト(子供の国保育園) (単位: m²)

鉄筋コンクリート平屋建	
乳児室	55.6
ほふく室	64.8
保育室	249.8
遊戯室	181.4
医務室	11.3
調理室	45.5
支援センター室	67.3
事務室	30.1
その他	356.4
合計	1,062.2

第4節 社会教育

【公民館】

現状と課題

生涯学習としての各種講座の参加状況は、一人で複数の講座に参加している住民は多いが、実人員が必ずしも多いとはいえない。また女性と高齢者が多く、偏りが見られる。したがって、学習参加者の実人員を増やし、様々な人々が学習できるよう、また、提供されている学習内容も、趣味・教養に関連する学習のみでなく、現代的課題に対応できるよう、生涯学習の内容と裾野を広げることが重要である。

そして、これからの学習は、実践して学び、学んでは実践するといったサイクルの中で展開することを目指し、学んだ成果を地域で発表したり、地域の問題解決や地域づくりに役立てたりする学習を積極的に推進していく必要がある。

基本方針

- 1 子どもから高齢者まで、地域の人たちみんなの共通の学習の場、交流・活動の場として、いきいきと学ぶことが出来る公民館をめざす。
- 2 地域の人たちの様々なニーズや課題などに対応した学級、講座、各種サークル活動など、生涯学習機会の充実とともに各種団体、サークルの自主運営の促進、及び情報の提供に努める。
- 3 地域、学校、家庭、関係諸団体の連携を図り、地域ぐるみで青少年健全育成・子育てを支援し、地域に根ざした教育力の向上に資する。
- 4 社会教育全般の窓口として分館と連携しながら、特色ある中央公民館活動を推進していく。

施策の展開

1 多様な学習機会の提供

町公民館主催の趣味・教養講座にあわせ、地域社会の課題解決を目指した学習講座など内容と種類の充実を図り、また県内各地でさまざまな機関が実施している講座などの学習機会の情報提供を行なう。また、参加の少ない層の公民館活動への積極的な参加を促すため、開催時間などを考慮して学習や活動の機会を提供する。

2 学習成果が発揮される機会の創出

まちづくりにかかわる様々な施策の中で、町民の学習効果が発揮できる機会を創出し、地域の中で学習成果を生かすことを広く啓発し、働きかけていく。

- 3 子ども講座、体験活動などを通して青少年健全育成の推進、子育て支援を行う。
- 4 分館及び各種団体との密接な連携を持ちながら、地域全体で取り組める事業の実施、また各種団体活動の支援を行う。
- 5 公民館をより多くの人に利用していただくため、地域住民から学習内容や公民館運営への要望の掌握に努める。

公民館講座

	公民館講座	夏休み子ども講座	出前講座
17年度	・5講座 500名 (陶芸、ガーデニング、ハンドベル、水墨画、和紙折紙)	・5講座 164名 (韓国語、草木植え、和紙教室、フェルトボール、サイエンス)	
18年度	・18講座 846名 (カントリードール、墨彩画、いけばな、日本舞踊、書道、パッチワーク、写真、和紙折紙、押花、ガラスアート、陶芸、韓国語、エアロビクス、ストレッチ、ハンドベル、水彩画、油絵、韓国料理)		
19年度	・18講座 938名 (韓国料理、パッチワーク、和紙折紙、フラダンス<昼・夜>、太極拳、ハンドベル、絵手紙、油絵、ガラスアート、ヨガ、陶芸、写真、ストレッチ、押花、いけばな、墨彩画)	・11講座<12回開催>163名 (手づくりお菓子里にチャレンジ、マイバッグを作ろう、夏の星座観察、植物標本づくり、海藻標本づくり、小さな手芸、戦争について考える、手づくりお菓子里にチャレンジ、古代に学ぶ、親子で編む布ぞうり、町内探検隊)	
20年度	・15講座 784名 (パッチワーク、和紙折紙、フラダンス、書道、墨彩画、ハンドベル、絵手紙、油絵、ガラスアート、陶芸、写真、押花、いけばな、樹脂粘土、エコクラフト)	・12講座<15回開催>352名 (海藻標本づくり、カヌー体験、植物標本づくり、エコクラフト、こども科学、星座観察、ふるさと探検、自然観察会、お菓子づくり、布ぞうりづくり、ウォークラリー、フラダンス)	・8集落 10回開催 (ごみの分別方法、悪徳商法にあわないために、江府町史、救急蘇生法など)
21年度	・13講座 690名 (和紙折紙、フラダンス、書道、墨彩画、絵手紙、油絵、ガラスアート、陶芸、写真、押花、いけばな、樹脂粘土、エコクラフト)	・9講座<11回開催>438名 (エコクラフト、羊毛ちぎり絵、ロボット、ふるさと探検、グラウンドゴルフ、静電気で遊ぼう、お菓子づくり、フラダンス、スクラップブック)	・1集落 (ごみの分別方法)

公民館講座：地域住民同士の交流の機会となる講座として、趣味・技能習得を主とした講座

夏休み子ども講座：自然体験事業等を通じて、地域の異年齢児童や大人との交流を図ることを目的とした講座

出前講座：各集落から要望のあったテーマに沿って、集落に出向き講座を開催

【図書館】

現状と課題

図書館の施設面においては、防災・情報センターでの限られた面積の中で、配架の工夫などにより蔵書数の増加に対応している。図書館としてのスペースに限らず倉庫などのスペースも不足しており、配架図書数を増加させる余裕はあまりない。また、利用状況を見ると人口1人あたりの貸出冊数は1.8冊と県内公共図書館の中では低く、これは種類等の図書サービスが不十分であることも一因と考えられる。

今後、様々のメディアの発達により、読書離れや活字離れが懸念される中、図書館サービスを維持向上させるには、公共図書館に求められる役割、行政の果たす責任などを整理し、生涯を通して学ぼうとする住民に必要な情報を提供し、住民の活動を支援し、住民に役立つ図書館として、様々な視点から図書館サービスの充実を図っていく必要がある。そのなかで最近話題となっている電子書籍の収集については、資料保存の観点から今後、図書館の重要な役割になると考えられるが、閲覧、貸出に関しては、慎重な対応が必要となってくる。

施設面では、既存の空き施設の再利用を含めて独立した町立図書館としての施設を設置することが望まれる。

基本方針

生涯を通じて学ぼうとする住民に必要な情報を提供し、住民の「自らの培う力」を支援する。また、学校図書館においては、児童・生徒の成長・発達の段階に応じて、生きる力や学ぶ力などを育むことが出来るような取り組みを展開する。

施策の展開

1 図書館の所蔵資料の充実

利用者の要望を参考にしながら、分野、地域特性、時代の要請などを考慮し、計画的に資料収集を行う。また、郷土の歴史、くらしや地域文化・伝統文化に関する資料の収集・提供を行なう。

2 図書館環境の整備と充実

図書館システム拡充により利便性と図書館業務の効率化をより一層進めていく。館内は、今後も子どもの視点で見直しを行い、児童書専用の読書スペースなどの整備をしていく。また、外国人、高齢者などすべての人々が利用しやすい図書館を目指し、館内表示などを見直し改善する。

3 各種図書館サービスの充実

障がい者サービス・幼児から高校生までへのサービス・講演会・相談事業などのサービスの充実を図る。

4 図書館利用を促す情報発信

読書案内の推進を図るため、小学校新1年生向けの図書館案内の配布やおすすめ本

のリスト配布・乳幼児と保護者向けリスト本の配布を行う。また、図書館広報誌の充実、図書館ホームページの充実を図る。

5 住民への支援、協働の推進

子ども読書活動を推進するため、ブックセカンド事業の実施・読み聞かせボランティアの育成をしていく。また、子どもたちが多くの時間を過ごす学校の場合において、いかに本とのかかわりを持つかは大きな課題であるため、司書教諭・学校図書館事務補助員との連携を深め、学校図書館の活性化を図る。そのためには、県立図書館及び県内公共図書館、学校図書館との相互協力サービスの充実を図っていく。

図書館利用状況(個人貸出分)推移

項目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
(1)町民1人当たり 貸出冊数	2 冊	2 冊	2 冊	2 冊	2 冊
(2)登録者1人当たり 貸出冊数	20 冊	17 冊	13 冊	11 冊	10 冊
(3)資料回転数 (閉架を除く) 1	0.3 回 転	0.3 回 転	0.5 回 転	0.4 回 転	0.4 回 転
(4)予約貸出率	0.6 %	6.0 %	6.1 %	1.1 %	1.3 %
(5)登録者率	10 %	11 %	16 %	18 %	22 %
(6)町民1人当たり 年間増加冊数	0.2 冊	0.2 冊	0.3 冊	0.3 冊	0.3 冊
(7)開架図書新鮮度 2	4 %	3 %	6 %	6 %	7 %
(8)町民1人当たり 資料冊数	6 冊	7 冊	5 冊	5 冊	5 冊
(9)町民1人当たり 資料購入費	390 円	371 円	349 円	439 円	466 円
(10)図書購入平均単価	1,215 円	1,445 円	1,097 円	1,313 円	1,290 円
(11)職員1人当たり 貸出冊数	3,842 冊	3,629 冊	3,903 冊	3,507 冊	3,875 冊
(12)職員1人当たり 奉仕人口	1906 人	1,874 人	1,837 人	1,796 人	1,776 人
(13)貸出コスト	494 円	1,661 円	516 円	629 円	622 円
(14)貸出サービス指数	246 %	87 %	213 %	209 %	207 %
(15)行政効果 3	5,538,099 円	-1,568,336 円	4,536,513 円	4,793,966 円	5,175,040 円

1 資料回転数...開架(閲覧者が自分で取り出せる方式)に置かれた図書1冊あたりの年間貸出数を表し、書架の回転数とするもの。閉架(自分では取り出せない方式)図書は持出し禁止のものが多く、利用者の貸出には直接関わらないものとして、回転数の計算には含まない。

2 開架新鮮度...蔵書のうち新刊の割合を計算し、書架の新鮮度を表す。書架の新鮮度が高いことは魅力ある蔵書構成につながるため、重要な数値である。閉架にある図書は貴重書保存のため古いものが多いので、新鮮度をはかる計算に含まない。

3 行政効果... 図書に割り当てられた予算がどれほど住民に還元されたかを表す。

(18年度にマイナスになったのは、図書館システムを購入し、図書館にかかる経費が例年より多くなったため。)

【人権・同和教育】

現状と課題

1994年(平成6年)「江府町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」が制定、施行された。さらに、「今後の同和問題とあらゆる差別撤廃に対する取り組みはどうあるべきか」について審議会の答申がなされ、「差別落書き対応要綱」を定め、差別の根絶に向けてより一層意識を深めている。しかし、人権・同和問題を自分のこととして捉え、自らの行動を通して実践することには、まだ大きな課題がある。町では、2008年(平成20年)に10年ぶりの「生活実態調査・町民意識調査」を実施し、現状の把握と課題の検証を行った。このデータをもとに、今後も、より工夫した啓発活動の取組みと人権意識の高揚を目指し、さらなる施策を積極的に推進しなければならない。

基本方針

「部落差別をはじめとするあらゆる差別」の早期解消を目指し、「人権」が尊重される社会づくりのために、一人ひとりが「人権」を自分のこととして捉え、「権利の主体者」としての理解と学びを深めることにより、「人権尊重のまちづくり」の実現に向けて町内各地域において日常生活での自らの「行動」を通して問題解決を図っていく。

施策の展開

- 1 町同和教育推進協議会の活動を通して、集落・団体・学校・職場などで、「人権・同和問題」についての研修会を開催し、人権尊重社会を築いていく。
- 2 全集落において、共通テーマのもとで小地域懇談会を実施し、人権・同和問題の正しい理解と、人権の大切さを学び、一日も早い差別解消を図る。
- 3 人権同和教育指導者の養成講座を開催し、指導者の育成に努めるとともに、集落同和教育推進員の研修と活用を図る。

- ・ 小地域懇談会の開催
- ・ たんぼぼ学級の開催
- ・ 人権・同和教育研究集会の開催
- ・ 啓発資料「あかるいところ」の発行
- ・ 指導者養成ワークショップの開催
- ・ 集落同和教育推進員研修の開催

人権・同和問題小地域懇談会

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
テーマ	障がい者差別について・江府町差別落書き対応マニュアル	暮らしの中の人権感覚～県民意識調査から見えるもの(身元調査について)	身近なところから出来るところから実践しよう 男女共同参画	ほんとうのつながりを求めて もうひと踏み張り結婚差別	一歩前へ！みんなの和と輪でまちづくり - 高齢期と人権 -
参加人員	520	502	484	447	449
実施集落	39	39	39	39	39
出向体制	13班(9人～10人)1班当り3回				

人権・同和教育講座「たんぼぼ学級」

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
テーマ	・目を向けよう心の中の落書きに	・部落差別と人権感覚	・情報化社会と人権～愛知県の事例に学ぶ～	・自分を見つめる	・人権尊重のまちづくりについて ・町の高齢者支援の状況について
	・ハンセン病はなぜ差別されたのでしょうか	・映画「橋のない川」	・学ぶことと生きることを重ねて	・心の笑顔	・映画「かっ飛ばせ！ドリーマーズ」～カーブ誕生物語～
	・人権ビデオ「今を生きる」	・男女共同参画への取り組み	・家庭における人権教育	・ドキュメンタリー映画「海女のリャンさん」	・人権意識を磨く
	・国籍を越えて～共に生きる～	DV被害の現状～DVサバイバーからの報告～	・人権尊重のまちづくりをめざして	・江府町の現在の実態と課題	・高齢社会の町づくり
	・真に人権が守られる社会を作るために	・江尾支部活動報告	・人権啓発ビデオ「千夏のおくりもの」	・差別とむきあった人の取り組み	「死なないで、殺さないで」～認知症介護の現場から
	・明倫小、PTA 人権教育活動報告 ・みんなで創る学習会 江府町山林解放闘争に学ぶ～	・ブラックライト「山林闘争」	・部落史 ・明倫支部活動報告	・子どもと人権 ・江府中学校の取り組み	・拉致被害者の人権、家族の思い ・私たちの取り組み
参加人員	139	138	113	101	182
延べ回数	299	262	268	209	364

【青少年の健全育成】

現状と課題

次代を担う青少年が、健やかでたくましく、のびのびと育つことを願い、非行防止や環境浄化を中心とした青少年育成運動に取り組んできた。その成果もあり、町内の有害自動販売機がすべて撤去され、また長年にわたる駅周辺のパトロール運動でも効果をあげているところである。しかし、社会の急激な変化の中で、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、フリーターやニートといった新たな問題や、携帯電話やインターネットによる被害など青少年をめぐる問題は複雑かつ多様化している。

このような状況の中、学校・家庭・地域社会や関係団体がそれぞれの機能を十分に発揮しながら、一体となった青少年健全育成運動を一層強力に推進することが求められる。

基本方針

- 1 家庭の果たす役割や親の立場・親の責務を再認識し、家庭での教育や躾に取り組む。
- 2 学校においては、児童生徒の個性や能力を生かす教育ができるよう、また生涯にわたって学び続けるための基礎となる「生きる力」を育む場を創造していく。
- 3 地域の結びつきを深めるため、青少年が様々な社会活動に参加し、豊かな人間性や判断力、社会性を形成する力を培う。

施策の展開

青少年育成江府町民会議の4つの専門部「青少年支援部」「学校づくり支援部」「家庭づくり支援部」「地域づくり支援部」の活動を中心として青少年育成活動を展開していく。

【高齢者教育】

現状と課題

本町の高齢化率は38.69%に達する高齢化の町となっている。生涯にわたって健康で生きがいのある幸せな高齢社会を築き上げていくには、町民一人ひとりが生活環境・社会参加等の問題解決システムを構築していく学習環境が必要である。

明德学園の学生数は過去5ヵ年140名台で推移しており、これは学生自治会の活発な活動と学習意欲の現れであると考えられる。

今後高齢者の増加傾向の中で、さらに入園生の増加につなげるために、新たなニーズに対応した魅力ある科目やカリキュラムを構築し、江府町老人憲章にある「健康を守り、いつまでも学習をつづけ、長かった経験を活かし、家庭や社会に役立つようにつとめる」ことをもとに、積極的に生きがいを求め、社会参加活動を展開することが求められている。

明德学園の概要

名 称	明德学園
開 設 期 間	4月～3月(12月)
対 象	町内から公募、おおむね65歳以上
目 的	人生最高の幸せは健康であり、いつまでも若々しく健やかな人生のため学園生活をとおして、生きがいのある学習をつづけながら、社会参加の喜びを見出す。
内 容	午前:一般教養講座 午後:専門課程講座
専 門 科 目	花木園芸・華道・書道・茶道・料理・陶芸・手工芸 囲碁・水墨画・グラウンドゴルフ・パソコン 11講座
学 年 編 成	普通科4年間・高等科4年間・研究科

学園生の推移

(単位:人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
普通科	44	45	47	46	35
高等科	50	40	38	34	35
研究科	48	63	64	66	71
合 計	142	148	149	146	141

学生の推移が一定しているのは、学生自治会の活動が活発で学習意欲の現われと考えられる。今後は社会的ニーズに対応した学習内容を取り入れていく必要がある。

基本方針

活力ある高齢化社会を構築するため、高齢者が生涯を通じて健康で生きがいをもって、個々の能力に応じて学習できる環境を整えていく必要がある。

1 社会参加の確立

高齢者が今までに習得した技術・能力を地域社会に還元できる体制づくりに努める。

2 学習環境の整備

学習できる施設整備(備品の更新)、環境整備を図る。

施策の展開

1 明德学園の充実

昭和49年に開学した「明德学園」の学園生のさらなる増加と学習意欲の向上のために学習内容の充実を図るとともに学習情報の提供に努める。

2 指導者の育成

各種研修会等への積極的参加を促し、指導者の育成に努めるとともに地域でのリーダーとして、活力ある地域活動に生かしていく。

3 高齢者グループとの連携と社会参加の促進

各地区単位の老人クラブとの連携を図り、高齢者の能力に応じた社会参加を促進する。

【文化と文化財】

現状と課題

文化財は地域の歴史や文化の成り立ちを理解するうえで欠くことのできない貴重な財産であり、町民共有の財産でもある。先人が築き、育んできた文化を現在の私たちが次世代の人たちへ継承していくことが必要であり、これら財産を今後活用しながら守り伝えていくことが我々の責務である。

近年、生活の質の向上として、文化的取り組みに対する欲求は高まってきており、これらに対応した活動や発表の場の確保及び支援が望まれている。

伝統的民俗芸能は、地域や団体で受け継がれているが、伝承者の高齢化に伴い後継者対策が望まれる。

基本方針

- 1 各種文化団体の支援・育成を図り、文化活動への参加機会を拡充する。
- 2 国・県・町指定文化財の保護・保全に努め、歴史的遺産として広く紹介し、地域づくりの遺産として後世に伝えていく。
- 3 大山古道を歴史的遺産として、その活用と環境保全と整備に努める。

施策の展開

- 1 心豊かな町づくりを推進するために文化芸術団体の育成を図り、町民の文化活動への参加を推進する。
- 2 有形・無形の文化財の保全・保護及び伝統民俗芸能の後継者育成に努めると共に、地域活性化のために文化財の活用を積極的に推進していく。
- 3 自然豊かな環境を守りながら、文化的景観の保護・保全に努めその活用を推進する。
- 4 江府道路整備計画に基づき埋蔵文化財・遺跡等の試掘調査を実施する。

【スポーツ・レクリエーション】

現状と課題

近年、健康志向の広がりを背景にスポーツ・レクリエーションによる健康増進・体力維持の効果に期待と関心が高まってきている。

現在本町では、江府町体育協会が町内の各種スポーツ大会やスポーツ教室の開催等、スポーツの普及と体力づくりを目的とした事業の実施において主要な役割を果たしている。

また、平成20年度から、地域住民が主体となって運営する総合型地域スポーツクラブとして、「奥大山ぶなの森クラブ」が発足した。このクラブは誰もが生涯にわたってスポーツを楽しむことを目的として、健康運動・ニュースポーツなど幅広い年齢層にわたって楽しむことのできるスポーツ・レクリエーションを実施している。

本町の主な運動施設である江府町運動公園は、総合グラウンド(ナイター設備有)、総合体育館(トレーニングルーム設備有)、テニスコート(人工芝・ナイター設備有)、ゲートボール場、水泳プールを完備しており子供から高齢者まで年齢を問わず、各種サークル・団体・職場・地域・家庭といった様々なグループによって、広く盛んに活用されている。

今後は、多種多様な住民の要望に対応できるスポーツ環境の整備と指導者の養成、そして職場や地域での交流促進と健康増進のためにスポーツ・レクリエーション活動への関心をさらに高めていくことが大きな課題である。

基本方針

生涯スポーツの推進は、人と地域の結びつきの強化とともに健康維持や生きがい対策として重要である。その実践のため「町民一(いち)スポーツ」を合言葉に個々の能力に合ったスポーツ活動の充実と、住民主体で運営するスポーツ団体の育成等、スポーツ環境の整備を図っていく。

施策の展開

- 1 スポーツ・レクリエーションの指導者育成と、住民のニーズに応じた事業運営に努める。
- 2 スポーツ団体・スポーツクラブ及び小・中学校のクラブ活動を支援する。
- 3 各種スポーツ大会・誰もが楽しめるレクリエーション活動の実施。
- 4 住民の体力測定会を実施し、自己の体力を認知することによりその増進を図る。
- 5 運動公園施設の改修を主としたスポーツ環境の整備を行う。

江府町の体育施設

総合体育館	敷地面積	8,245㎡	
	建物	鉄筋コンクリート2階建	
	建物面積	4,173㎡	
	設備内容	2階体育館	バレーボールコート3面・卓球台18台 バドミントンコート10面 テニスコート2面
1階施設		トレーニング室・小体育室・ホール・ 事務室・応接室・更衣室	
総合グラウンド	面積	12,483㎡	
	設備	多目的グラウンド(トラック1周300m・野球等2面) 夜間照明塔6基・屋外トイレ2箇所	
テニスコート	面積	3,658㎡	
	設備	コート4面(砂入り人工芝)・夜間照明塔6基	
水泳プール	設備	25m×7コース(プール全体幅25m×15m) 幼児用プール1基 管理棟(更衣室・トイレ・機械室・屋外シャワー)	
ゲートボール場	面積	2,004㎡	
	設備	コート2面・休憩所(和室2室・トイレ)	

江府町運動公園利用実績(H17～H21)

(単位:人)

年度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	5年間合計
施設名							
屋外施設	グラウンド	3,990	2,262	2,719	2,831	3,180	14,982
	グラウンド(ナイター)	1,083	1,228	1,633	2,060	1,226	7,230
	テニスコート	6,938	7,751	5,688	6,541	7,125	34,043
	テニスコート(ナイター)	3,282	3,223	2,522	2,402	2,164	13,593
	ゲートボール場	339	189	125	114	45	812
	水泳プール	2,603	2,273	1,796	2,003	2,868	11,543
	屋外施設合計	18,235	16,926	14,483	15,951	16,608	82,203
屋内施設	2階体育室	8,513	10,299	9,088	9,550	8,668	46,118
	小体育室	674	751	1,299	844	654	4,222
	トレーニング室	296	209	201	426	116	1,248
	屋内施設合計	9,483	11,259	10,588	10,820	9,438	51,588
屋内外施設合計		27,718	28,185	25,071	26,771	26,046	133,791

第5節 男女共同参画

現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けては、男女がその性別にかかわらず個人として人権が尊重され、公平にあらゆる分野において社会の対等な構成員として参画する必要があり、近年さまざまな法制度の整備によって、大きく前進している。しかし、私たちの日常生活の上では、まだまだ男女の役割分担意識が今なお残っているのが現状である。

近年、働く女性の増加に伴い、女性だけが家庭も仕事もといったように負担が増加する傾向があり、この性別による固定的役割分担意識を見直し、お互いの個性と能力を認め合い、その力が発揮できる環境の整備を促進するため、町民・団体・企業・行政などが協働し、今年度制定された「江府町男女がともに輝くまちづくり条例」を機軸に総合的・計画的・効果的に推進しなければならない。

基本方針

少子・高齢化が大きく進むなかで、家庭生活と職業の両立は、地域社会の活力を維持するとともに、男女が働きながら家族としての責任を果たす上で重要な課題である。よって、ともに多様な活動に参画でき、共同して生活する環境づくりと支援体制の整備を促進する。

施策の展開

- 1 平成 17 年に制定された「江府町男女共同参画プラン」の見直しを行う。
- 2 共同参画のための取り組みを住民・地域・職場・行政が一体となって推進する。
- 3 江府町男女共同参画審議会の設置と推進委員会での具体的な実践活動の強化。

第6節 人権・同和対策

現状と課題

特別措置としての同和対策事業を展開し、多くの生活環境改善を図ってきたところであるが、まだ生活環境の「近代化」「地域福祉」の面では改善しなければならないこともある。

明道館、明道児童館を中心として各種講習会、学習会等地域密着型の事業を展開しており、同和教育行政と併に、差別解消に向けた人権・同和対策にとりくまなければならない。

基本方針

地域住民が安全で、安心して暮らせる地域づくりを目指すとともに、更なる生活、文化の向上を図り、各種の交流活動を通じて早期の差別解消に資する。

施策の展開

- 1 生活・文化の向上を図るための支援を行う。
- 2 各種交流事業の推進を図り、広域隣保活動を充実、活性化する。
- 3 人権・差別問題等の課題解決のための発信的活動を強化する。

江府町総合計画審議委員

(順不同 敬称略)

役職	委員氏名	団体名	区分
会長	小椋 和美	江府町教育委員会	団体
副会長	清水 忠良	江府町民生児童委員協議会	団体
審議員	越峠恵美子	江府町議会	議会
審議員	日野尾 優	江府町議会	議会
審議員	清水 祐右	江府町農業委員会	団体
審議員	高津 孝司	江府町商工会	団体
審議員	田口小百合	鳥取西部農業協同組合江府町支所	団体
審議員	阿部 朝親	江府町社会福祉協議会	団体
審議員	宇田川 満	江府町老人クラブ連合会	団体
審議員	谷口 歌子	こうふ女性団体連絡協議会	団体
審議員	藤原 眞輝	ママネットこうふ	団体
審議員	浦部 紀子	KFWC(江府町フォワード女性倶楽部)	団体
審議員	加藤 繁雄	ACTこうふ	団体
審議員	船越 寛明	江府町小中学校校長会	学識経験者

江府町総合計画審議会設置条例第3条による

江府町総合計画審議会設置条例

昭和 60 年 9 月 26 日
条例第 14 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、江府町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、経済、社会、文化等に関する施策の総合的方向等について、調査審議するために、江府町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、江府町総合計画の策定及びその実施に関し、必要な事項を調査審議し、その結果を町長に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 名以内をもって組織する。

委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 1) 町議会代表者
- 2) 各種団体代表者
- 3) 学識経験のある者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、その職によって委嘱された委員が当該身分に異動を生じたときは、委員を辞したものとみなし、後任者が委員となった場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選によって定める。

会長は、会を総理する。

会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

会長は、会議の議長となる。

会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

第 4 次江府町総合計画(後期分)

平成 23 年 3 月 18 日

江 府 町

〒 6 8 9 - 4 4 0 1

鳥取県日野郡江府町江尾 4 7 5 番地

編集:江府町企画政策課